

第1編 標津町ごみ処理基本計画

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画の目的	1
第2節 本計画の位置づけ	1
第3節 計画目標年次	2
第4節 計画対象区域	2
第2章 計画区域の概況	3
第1節 自然特性	3
第2節 社会特性	6
第3章 ごみ処理の現況と課題	9
第1節 ごみ処理の現況把握	9
第2節 ごみ処理の評価	17
第3節 ごみ処理関連法令等の動向	20
第4節 ごみ処理の課題	31
第4章 ごみ処理の基本方針	32
第1節 ごみ処理の基本方針	32
第2節 ごみ処理の施策	32
第3節 数値目標	33
第5章 ごみ排出量及び処理量の見込み	35
第1節 ごみ排出量の推計	35
第2節 ごみ処理量の推計	40
第3節 減量化推進後のごみ処理システム評価	44
第4節 将来のごみ処理フロー	45
第6章 ごみ処理計画	46
第1節 排出抑制・再資源化計画	46
第2節 収集・運搬計画	47
第3節 中間処理計画	50
第4節 最終処分計画	51
第5節 関連施策	52

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の目的

標津町のごみ処理は標津町、羅臼町、中標津町（以下「構成3町」）で構成される根室北部衛生組合を中心とし、減量化・リサイクルを主眼にしている。

燃やせるごみは根室北部廃棄物処理広域連合（構成町：標津町、別海町、中標津町、羅臼町）（以下「連合」という）が設置する根室北部広域ごみ処理施設において広域焼却処理している。

燃やせないごみ及び粗大ごみは羅臼町と共同して根室北部衛生組合一般廃棄物最終処分場前処理破碎施設において広域破碎選別処理している。

資源ごみ及びその他のごみは連合が設置する根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンターにおいて広域資源化处理を行っている。

国は、平成12年の「循環型社会形成推進基本法」の制定後、各種リサイクル関連法の整備・改正を行い、平成30年6月に「第四次循環型社会推進基本計画」を策定している。

第三次循環基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げている。

一方、北海道では、循環型社会の形成を加速させるための具体的な指針として策定した「北海道循環型社会形成推進基本計画」を平成27年3月に改訂し、この基本計画の廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処分に関する個別計画として位置付けている「北海道廃棄物処理計画」が平成27年3月に改訂された。

本計画は、国や道の動向や現在の当町のごみ処理の状況を踏まえ、ごみ処理関連法令の主旨に則り、現在のごみ処理システムの課題を把握し、「循環型社会」の構築を大きな目標として捉え、自主的かつ積極的に取り組んでいくため、今後のごみ処理の展望・方針等を明らかにするためのものである。

なお、本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）第6条第1項に定める一般廃棄物処理計画のうち、ごみ処理に関する長期計画に位置付けられる計画である。

第2節 本計画の位置づけ

本計画は、今後15年の長期的視点に立った本組合のごみ処理基本方針を定めるものとする。

また、廃棄物処理法では、一般廃棄物処理基本計画は市町村の基本構想に基づく計画のひとつとして位置づけられている。

第3節 計画目標年次

ごみ処理基本計画の目標年次は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について(平成20年6月19日付け環廃対発第080619001号：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長)」において計画策定時から10～15年後を目安とされている。したがって、本計画においても令和2年度を計画の開始として、15年後にあたる令和17年度までを計画期間とする。

なお、社会情勢やごみ処理を取り巻く環境の変化を考慮し、5年ごとに中間目標年次を設定し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

年数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
内容	計画策定年次					中間目標年次					中間目標年次					計画目標年次

図 1-1 計画目標年次の設定

第4節 計画対象区域

本計画の対象区域は、標津町の行政区域とする。

第2章 計画区域の概況

第1節 自然特性

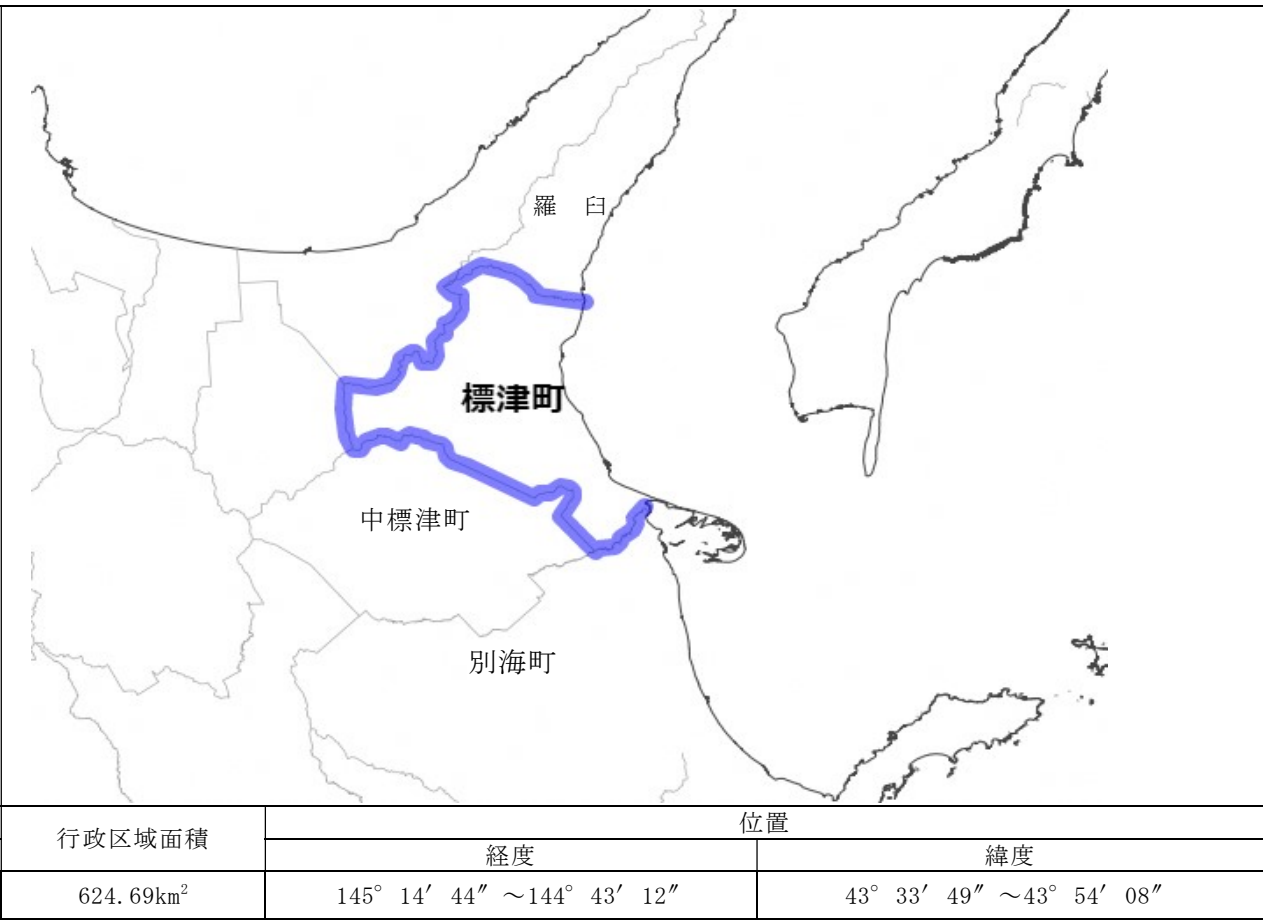
1 位置・地勢

本町は、東経145度15分、北緯43度28分で、北海道の東部に位置している。

北は植別川で羅臼町と、南西は中標津町、南は別海町に接している斜里町及び清里町とは斜里岳をはじめとする知床連山により隔てられている。

概ね西半分が知床連山から続く山地と台地（釧路台地）で、東半分は標津川、忠類川などの中小河川があり、その川沿いに低湿な平地が広がっている。東は根室海峡に面しており、海岸からは国後島を望むことができる。

面積は624.69km²で、東京23区の619km²より広い。



資料：国土交通省国土地理院データ

図 2-1 標津町位置図

2 気象

過去5年間(平成27年～令和元年)の年別気象データ及び令和元年の月別気象データを表2-1に、令和元年の降水量及び気温の月ごとの推移を示したグラフを図2-2に示す。

令和元年の降水量は年間約990mmで8月が最も多くなる。また、最高気温は標津地域では9月で最も高く、最低気温は2月で最も低くなり、氷点下20度以下になることもある。

冬季は積雪、吹雪とそれに伴う雪の吹き溜まりの発生により、路面状態やごみ収集場所の状態が雪の影響で悪くなり、収集の遅延や中止の原因となることがある。過去15年の積雪データでは、2月と3月に最も積雪が多くなる。積雪の傾向を図2-3及び2-4に表した。積雪量は年ごとの増減があるが、減少傾向である。積雪深は減少傾向であるが過去10年では50cm以上の年が7回あり、平成26年に125cmを観測している。

表 2-1 気象状況(標津)

年・月		気温(℃)			降水量	風速(m/s)	
		平均	最高	最低	(mm)	平均	最大
平成27年		6.8	34.5	-16.5	1,277.5	2.9	16.2
平成28年		5.8	29.2	-20.1	1,737.5	2.8	13.9
平成29年		5.8	33.9	-22.9	946.5	2.7	16.1
平成30年		6.3	30.9	-19.9	1,110.0	2.7	12.4
令和元年		6.4	32.7	-23.3	987.0	2.7	11.6
令和元年	1月	-5.5	3.2	-17.3	18.5	2.9	10.8
	2月	-6.0	7.0	-23.3	19.0	2.6	9.7
	3月	-1.0	11.9	-12.0	44.5	2.7	9.2
	4月	4.1	21.2	-7.4	52.5	2.9	10.5
	5月	10.7	26.1	-0.8	101.0	2.8	8.9
	6月	12.2	26.3	6.0	57.5	2.6	9.8
	7月	16.1	30.3	9.9	25.0	2.3	6.2
	8月	17.3	28.3	11.6	362.5	2.7	8.7
	9月	16.7	32.7	2.9	80.5	2.5	8.6
	10月	11.5	21.9	-1.6	152.5	2.8	11.4
	11月	3.1	15.1	-8.9	37.5	2.8	11.6
	12月	-2.6	11.4	-14.2	36.0	2.7	9.1

資料：気象庁 気象観測データ(釧路地方気象台標津地域気象観測所)

図 2-2 月別気温・降水量(令和元年標津)

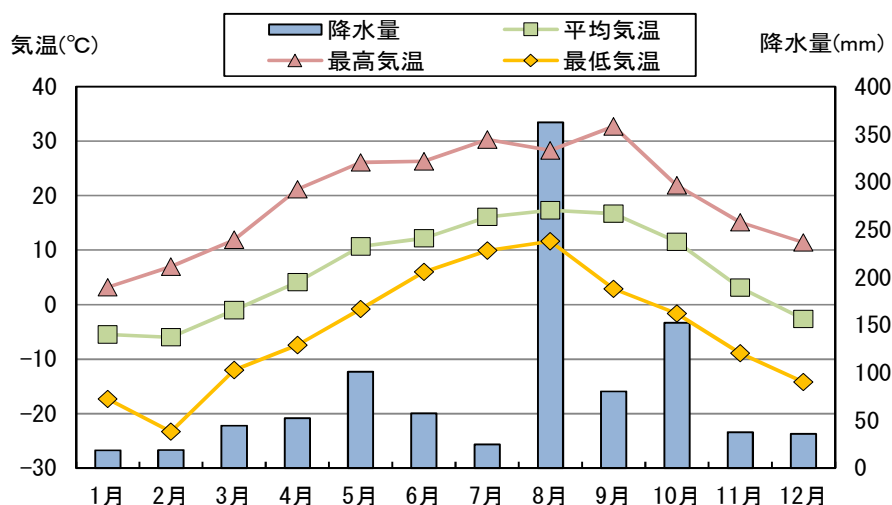
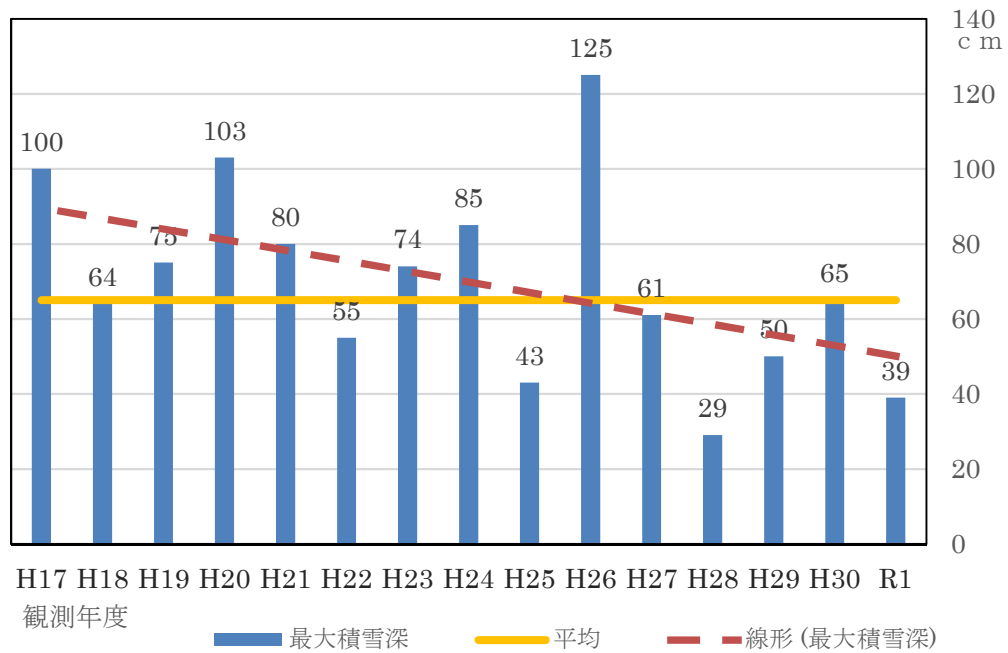


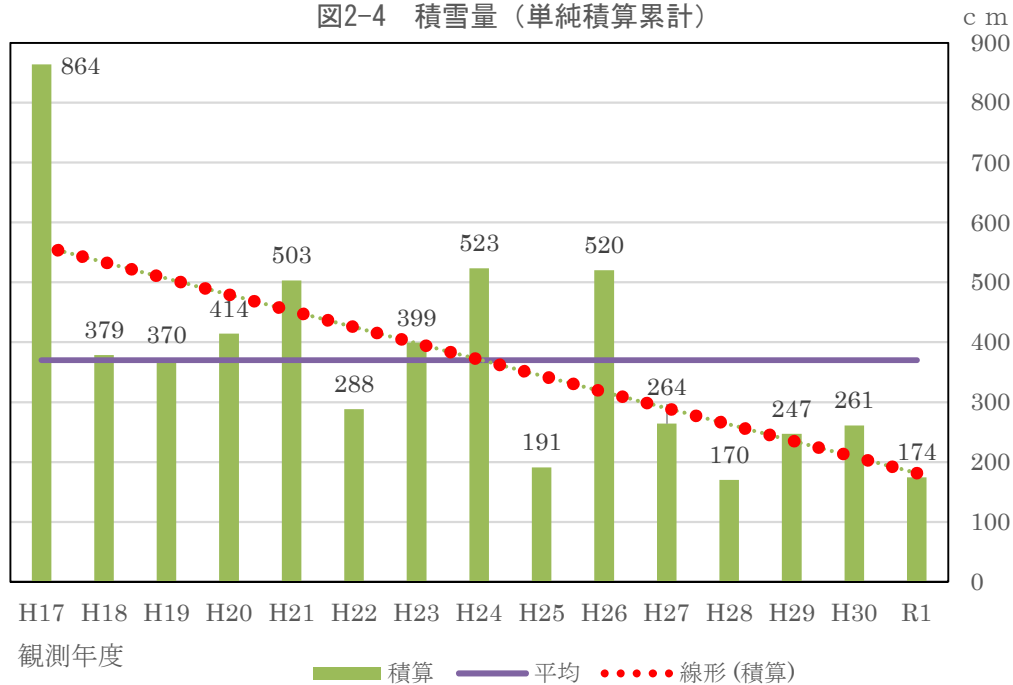
図2-3 最大積雪深



資料：気象庁 気象観測データ(釧路地方気象台標津地域気象観測所)

注：期間は12月～4月で、1日と15日（数日前後する日もある）に観測された値である。観測期間中の実際の最大積雪深とは一致しない。「線形」は近似直線である。出典：根室農業改良普及センター北根室支所

図2-4 積雪量（単純積算累計）



注：期間は12月～4月で、1日と15日（数日前後する日もある）に観測された値を単純に積算した数字であり、観測期間中の最大積雪深ではない。「線形」は近似直線である積雪深を単純に累積させたデータである。「線形」は近似直線である。出典：根室農業改良普及センター北根室支所

第2節 社会特性

3 人口動態

(1) 人口・世帯数

標津町の人口及び世帯数の推移を表2-2及び図2-5に示す。

標津町の人口は、昭和40年の8,051人をピークにして、以降は減少傾向を続け、平成31年にはピーク時の人口の約63%(5,068人)に減少している。

世帯数で見ると、昭和60年までは増加していたが、この15年間はほぼ横ばいにある。

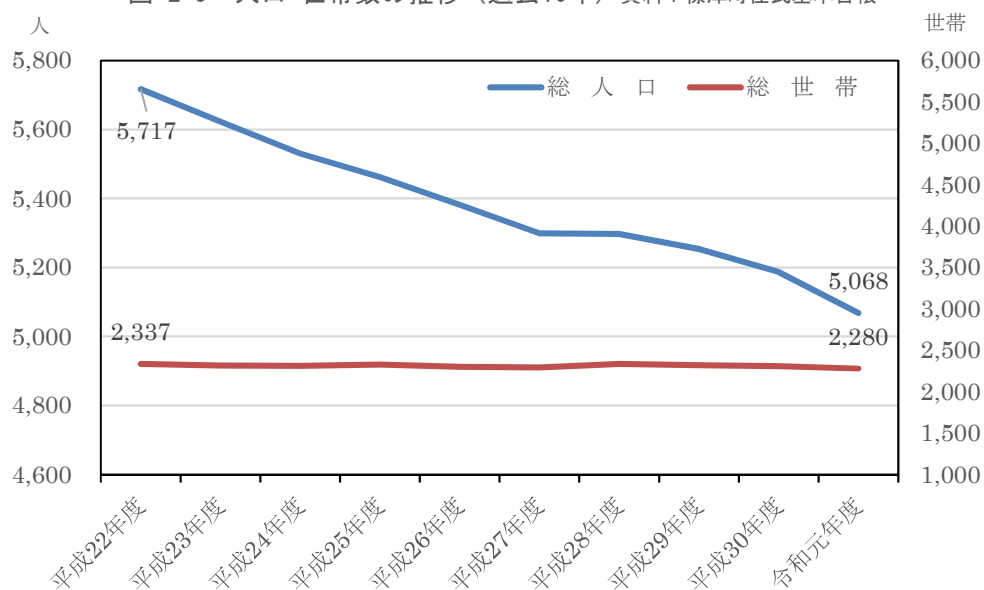
人口の55.3%が標津地区に集中し、内陸部の川北地区に27.4%が居住しており、大きく二つの地区に人口が集中している。その一方で、17.3%がその他の地区に点在している集落に居住している。624.69km²の広い範囲に人口が散在していることが、ごみ収集の効率性にも影響を与えている。

表 2-2 人口・世帯数の推移(標津町 昭和22年～平成27年)

区分	人口(人)	世帯数(世帯)	世帯人員 (人/世帯)
昭和22年	6,690	1,222	5.47
昭和25年	7,253	1,281	5.66
昭和30年	7,442	1,347	5.52
昭和35年	7,727	1,639	4.71
昭和40年	8,051	1,794	4.49
昭和45年	8,001	1,997	4.01
昭和50年	7,781	2,162	3.60
昭和55年	7,730	2,588	2.99
昭和60年	7,577	2,616	2.90
平成2年	7,310	2,450	2.98
平成7年	7,087	2,579	2.75
平成12年	6,298	2,279	2.76
平成17年	6,063	2,253	2.69
平成22年	5,646	2,235	2.53
平成27年	5,242	2,169	2.42

※昭和30年までは標津村の数値

図 2-5 人口・世帯数の推移(過去10年) 資料: 標津町住民基本台帳



資料: 国勢調査

(2) 年齢階層別人口

標津町の人口構造は図 2-6に示すように、男性、女性ともに65～69歳の年齢層が最も多くなっている。

生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）は3,073人で58.62%、15歳未満が671人で12.80%、65歳以上が28.57%である。

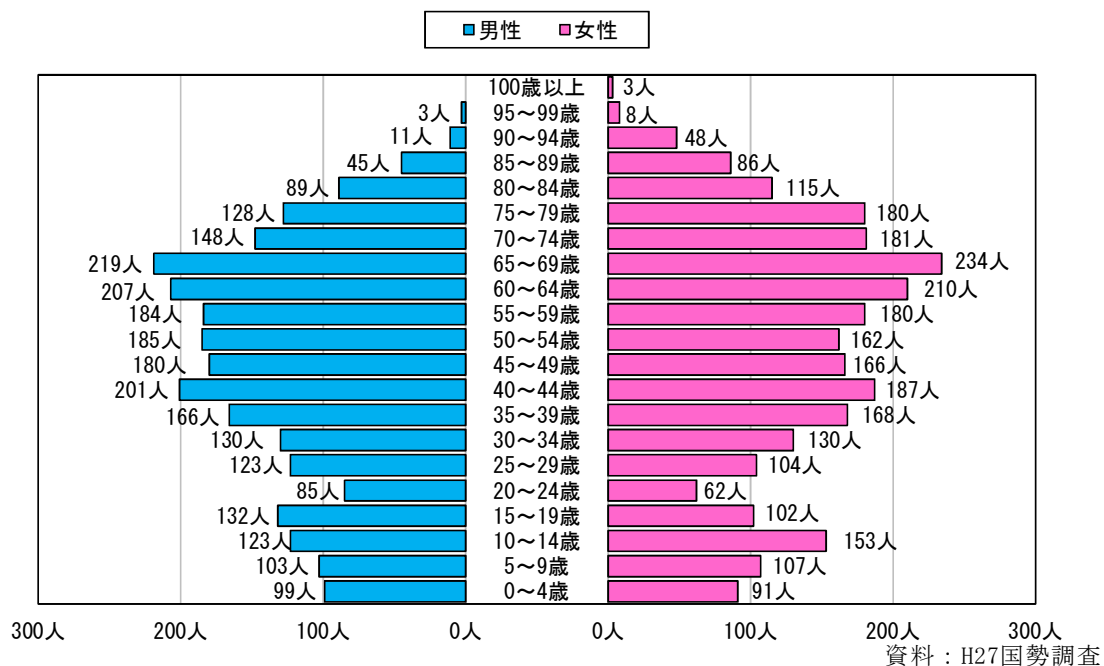


図 2-6 人口構造 (平成27年_標津町)

4 産業動向

標津町における15歳以上就業者数は、第1次・第2次・第3次産業ともに減少傾向にあり、これら就業者の減少は若年生産年齢人口の減少が要因と考えられる。

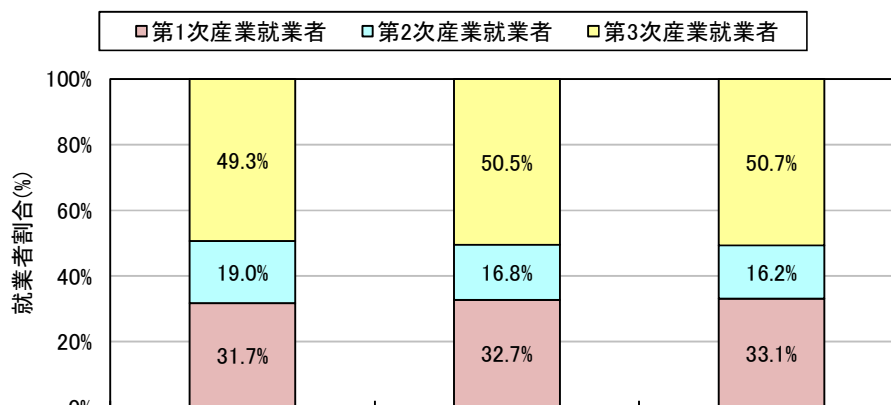
平成27年の産業別就業者数は、第1次産業では農業、第2次産業では製造業、第3次産業では卸売業、小売業が最も多くなっている。また、平成27年の就業者構成は、第1次産業33.1%、第2次産業11.6%、第3次産業76.5%と第3次産業が7割以上を占めている。

表 2-3 産業別15歳以上就業者数の推移(標津町)

(単位：人)

区分	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	1,027	1,005	958
農業	581	569	525
林業	39	43	38
漁業	407	393	395
第2次産業	616	518	470
鉱業、採石業、砂利採取業	8	2	3
建設業	287	213	198
製造業	321	303	269
第3次産業	1,598	1,552	1,468
電気・ガス・熱供給・水道業	12	9	11
情報通信業	7	4	1
運輸業、郵便業	91	123	94
卸売業、小売業	354	305	282
金融業、保険業	33	27	25
不動産業、物品賃貸業	2	6	12
学術研究、専門・技術サービス業		34	28
宿泊業、飲食サービス業	165	168	165
生活関連サービス業、娯楽業		59	53
教育、学習支援業	163	146	119
医療、福祉	171	212	200
複合サービス業	171	119	135
サービス業(他に分類されないもの)	242	166	153
公務(他に分類されるものを除く)	187	174	190
分類不能	4	1	3
総数	3,245	3,076	2,899

資料：国勢調査



※四捨五入により、内訳の合計が100.0%とならない場合があります。

資料：国勢調査

図 2-7 産業別15歳以上就業者構成の推移

第3章 ごみ処理の現況と課題

第1節 ごみ処理の現況把握

ごみ処理フロー

図 3-1に示す。

標津町では、「燃やせるごみ」については、根室北部広域ごみ処理施設で焼却処理、「燃やさないごみ」及び「粗大ごみ」については、根室北部衛生組合一般廃棄物最終処分場前処理破碎施設で手選別及び破碎選別処理、「資源ごみ」については、根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンターで圧縮・破碎・保管後、売却している。

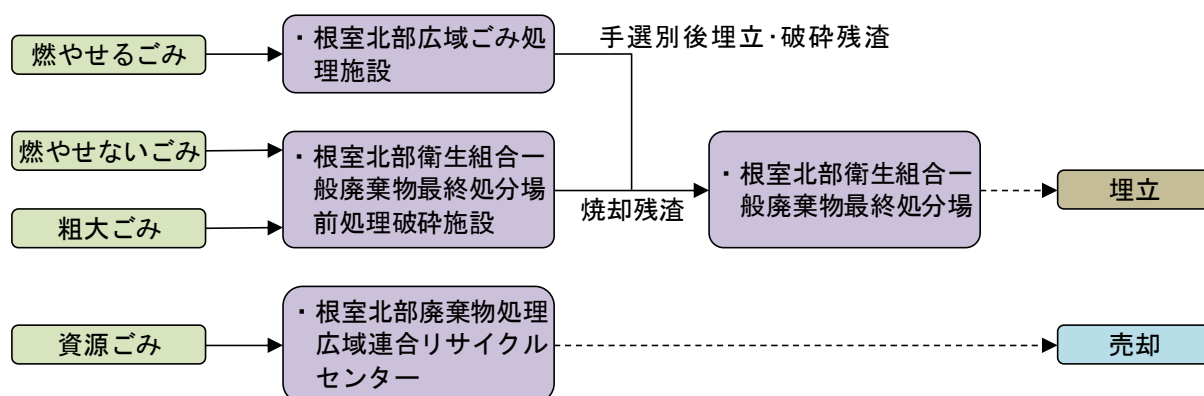


図 3-1 ごみ処理フロー（標津町）

5 ごみ排出実績

標津町の過去5年間(平成27年度～令和元年度)におけるごみの排出実績を表 3-1に示す。家庭系ごみは増減しながら平均約1,638t/年で推移している。事業系ごみは増減しながら平均約152t/年で推移している。ごみ総排出量は増減しながら平均約1,788t/年で推移している。

人口は減少傾向であるが、一人当たりが1年に排出するごみの排出量に大きな変化はみられない。

表 3-1 過去5年間のごみ排出実績(標津町)

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
行政区域内人口	人	5,361	5,369	5,340	5,280	5,068
家庭系ごみ	t/年	1,743	1,607	1,639	1,633	1,566
燃やせるごみ		1,023	1,017	1,115	1,017	1,084
燃やせないごみ		94	113	104	113	121
粗大ごみ		94	113	104	113	121
資源ごみ		396	396	310	396	236
事業系ごみ		175	136	137	141	170
燃やせるごみ		108	107	117	107	118
燃やせないごみ		5	6	5	6	13
粗大ごみ		5	6	5	6	13
資源ごみ		18	18	14	18	26
ごみ排出量		1,918	1,743	1,776	1,774	1,731
集団回収量		-	-	-	-	-
ごみ総排出量		1,918	1,743	1,776	1,774	1,731

※行政区域内人口は各年度末現在

事業系ごみの数値は、事業系ごみ袋の売りさばき量からの推計である
(事業系ごみ袋売りさばき量÷全ごみ袋売りさばき量 ÷ 事業系ごみ量割合)。

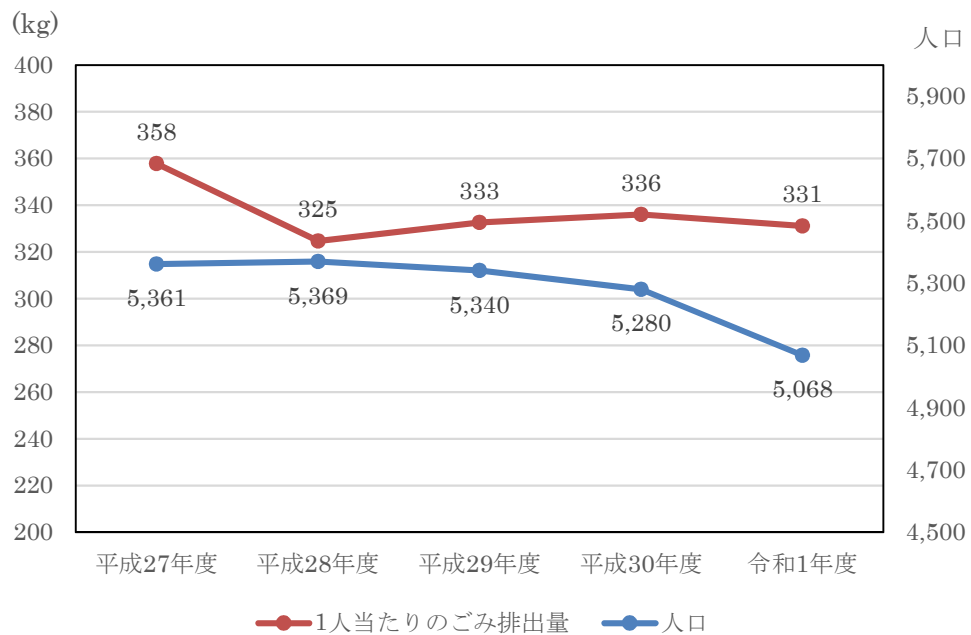


図 3-2 人口増減と一人当たりの年間ごみ排出量

ごみ処理体制

(1) ごみの分別

標津町のごみの分別収集区分は、表 3-2に示すように、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」の大きく4区分に分類し、さらに排出時には「資源ごみ」を11区分に分けることとなっている。

住民向けサービスの一環として、分別を品目ごとに一覧表とした冊子「標津町のごみ出し辞典」を7年ぶりに定し令和2年4月に全世帯に配布した。

表 3-2 ごみの分別収集区分(標津町)

分別区分		ごみの種類	排出方法
燃やせるごみ		生ごみ類、紙類、皮類、布類、プラスチック類、ゴム類、その他	指定ごみ袋
燃やせないごみ		陶器・ガラス類、小型家電製品類、金属・刃物類	指定ごみ袋
粗大ごみ		家具類などの大型ごみ	業者に申し込み、証紙を貼り付け
資源ごみ	かん	ジュース・酒類の缶、缶詰の缶など	指定ごみ袋
	びん	ジュース、お酒類、ジャム、調味料等のびん	指定ごみ袋
	ペットボトル・発泡・白色トレイ	ジュースやしょう油のペットボトル、発泡スチロール、白色トレイ	指定ごみ袋
	プラスチック製の容器包装	(プラマークのあるもの)カップ類、袋類、その他容器類、ボトル・チューブ類	指定ごみ袋
	紙類の容器包装	(紙マークのあるもの)タバコの箱、紙袋、お菓子・カレーの紙箱	指定ごみ袋
	段ボール、紙パック、コピー用紙、新聞、雑誌	段ボール、紙パック、コピー用紙、新聞、雑誌	種類ごとに分けてひもで十字に縛る
	その他のごみ	電池、蛍光灯、体温計	透明な袋

収集・処理しないごみ

表 3-3に示すごみについては、標津町、組合及び連合のごみ処理施設では収集・処理を行っていない。標津町では業務用冷凍ストッカーが処理困難物として排出される。令和2年度より町内での適正処理を目指し、町で回収し処理することとした。

表 3-3 収集・処理しないごみ及びその処分方法(標津町)

収集しないごみ	内容	処分方法
家電リサイクル対象製品	テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	販売店に引取依頼又は指定引取先に持ち込み
処理困難物	タイヤ、バッテリー	各販売店に問い合わせ

(2) ごみの収集

ごみステーションを活用した「ステーション収集方式」を採用している。

この方法は昭和29年に標津町市街地のみを対象として始まり、その後順次対象地域を拡大して現在の町内全域収集となった。当初は住民から世帯ごとにごみ処理負担金を徴収していたが、現在では町指定のごみ袋の料金にごみ処理料を乗じて販売し、世帯毎の

徴収は行っていない。平成15年ころからは、収集業務の効率化と町の美観維持のために増加したごみステーションを集約する活動なども行った経緯がある。住民サービスの維持・向上とごみ収集の効率化のために、ごみステーション集約を目的とした助成金制度も活用されている。しかしながら、一部の地域においてはステーション収集方式が浸透しておらず、実質的に戸別収集方式が今でも続けられている。

ごみ収集業務は、当町条例に基づき外部業者に委託している。令和2年度の収集委託業務委託に係る費用は39,083,293円である。

収集効率を上げ経費節減につなげるためには、ステーション収集方式を徹底し、ステーションの集約と新規設置許可の適正化を図る必要がある。平成16年の標津町一般廃棄物処理基本計画では、収集・運搬方法を「主にステーション方式とする。」とされたが、本計画から、ステーション方式へ一本化する。実現のためには町民の理解と協力が不可欠である。そのため、令和2年度よりステーションの新規設置要領を整理し、町内会で新設要望を取りまとめたうえで町内会長から町へ書面で申請する方法を試験的に開始し、必要と認められる場合のみ新設を許可する方式を検討している。また、ステーション収集方式が進んでいない地域に対しての住民説明会を実施する等の対応を進めていく必要がある。

収集・運搬車両は、可燃ごみ用のパッカー車と不燃・粗大・資源ごみ用のダンプ車の2輦を使用している。ともに町所有車両である。これら収集・運搬車は経年劣化も始まり、年間の修繕費も863,000円（車検費用を除く）かかっているため、委託業者から車両リースを受けることも選択肢とした収集・車両の入替え計画を立てる必要がある。

ごみ収集日についても、「働き方改革」の導入により令和元年度まで週6日収集だったものを令和2年度より週5日収集（月曜から金曜）に変更し、これに伴い収集ルートの変更し3コースから4コースとした。収集ルートについては、令和2年度が初年度で試行段階であることから、随時効率的なルート選定を模索する必要がある。

分別についても、当町と他町で異なる部分があり、統一化を図るカリサイクルセンターなど関係機関と協議しながら、排出しやすく処理も容易な方法について模索する必要がある。

表 3-4 資源ごみ分別方法の当町と他町の違い

	種類	缶	ビン	ペット	白トレー	発泡	プラ	紙
当 町	5 種類	○	○	○			○	○
中標津町	指定なし	○	○	○	○		○	○
羅 白 町	4 種類	○		○		粗大	○	○
別 海 町	4 種類	○	○	○	○			○

(3) ごみ処理手数料

ごみ処理手数料については、町条例で定められている。ごみ種類の変遷への対応やごみ排出者への適正負担のために、必要があれば手数料の見直しを行う必要がある。

業務用冷凍ストッカーのような家電リサイクル法に該当しない電気製品で、直接搬入により排出されるごみは、搬入費用（住民負担額）が1,100円に対して、町が負担する処理料は約27,000円と高額で、著しい不均衡が生じている。

(4) ごみ処理・処分施設

組合及び構成3町の中間処理、最終処分を行っている施設の概要を表 3-5及び表3-6に示す。

これらの施設に加え、特定の処理困難物が発生した場合には、民間の処理業者も活用している。

表 3-5 ごみ処理施設の概要(1)

焼却処理施設			
施設名	根室北部広域ごみ処理施設	竣工	平成19年9月
設置主体	根室北部廃棄物処理広域連合	対象品目	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃性残渣、動物性残渣
所在地	野付郡別海町別海13番地の5	処理方法	流動床式ガス化熔融
処理能力	62t/24h(31t/24h×2基)		

破碎選別処理施設			
施設名	根室北部衛生組合一般廃棄物最終処分場 前処理破碎施設	竣工	平成16年7月
設置主体	根室北部衛生組合(標津町、中標津町、羅臼町)	対象品目	不燃ごみ、粗大ごみ
所在地	標津郡標津町字崎無異172番地1	処理方法	破碎(堅型高速回転式破碎機)、磁力・風力選別
処理能力	3.4t/5h		

資源化処理施設			
施設名	根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンター「くるっと」	竣工	平成16年3月
設置主体	根室北部廃棄物処理広域連合	対象品目	缶、びん、ペットボトル、その他容器包装プラスチック、トレー・発砲スチロール
所在地	標津郡中標津町東当幌16番地11	処理方法	選別、圧縮、破碎、梱包
処理能力	4.9t/日(5h)		

表 3-6 ごみ処理施設の概要(2)

最終処分場			
施設名	根室北部衛生組合一般廃棄物最終処分場	埋立容積	15,000m ³
設置主体	根室北部衛生組合(標津町、中標津町、羅臼町)	竣工	平成16年7月
所在地	標津郡標津町字崎無異172番地1	埋立対象物	焼却残渣、不燃性残渣、不燃ごみ、粗大ごみ
埋立面積	5,400m ²	浸出水処理方法	(水処理)カルシウム除去+生物脱窒素処理(接触曝気)+凝集膜分離+活性炭吸着+消毒+放流 (汚泥処理)重力濃縮・貯留+遠心脱水

最終処分場			
施設名	中標津町一般廃棄物処理施設 中標津町一般廃棄物最終処分場	埋立容積	55,188m ³
設置主体	中標津町	竣工	平成14年11月
所在地	中標津町東当幌6番地11	埋立対象物	破碎不燃物、焼却残渣、混合ごみ
埋立面積	12,600m ²	浸出水処理方法	(水処理)生物学的脱窒素処理(接触曝気)+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+消毒+放流 (汚泥処理)重力濃縮・貯留+遠心脱水

(5) 破碎選別処理

標津町では燃やせないごみ及び粗大ごみを根室北部衛生組合一般廃棄物最終処分場前処理破碎施設にて手選別後、破碎選別処理をしている。根室北部衛生組合一般廃棄物最終処分場前処理破碎施設における過去5年間(平成26年度～令和元年度)の処理実績を以下に示す。

表 3-7 過去5年間の手選別処理実績(標津町)

(単位：t/年)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
搬入量		256	198	238	218	268
	燃やせないごみ	128	99	119	109	134
	粗大ごみ	128	99	119	109	134
搬出量		256	198	238	218	268
	破碎選別処理	200	153	181	168	207
	手選別後埋立	26	20	24	22	27
	手選別後焼却処理	15	10	12	14	15
	手選別資源回収	15	15	21	14	19

表 3-8 過去5年間の破碎選別処理実績(標津町)

(単位：t/年)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
搬入量	破碎選別処理	200	153	181	168	208
搬出量		200	153	181	168	208
	破碎可燃物	85	90	91	75	101
	破碎残渣	67	26	45	62	60
	資源物	48	37	45	31	47

(6) 焼却処理

標津町では、燃やせるごみなどを構成4町で運営する根室北部広域ごみ処理施設にて焼却処理をしている。中標津町一般廃棄物処理施設中標津町粗大ごみ処理施設における過去5年間(平成26年度～平成30年度)のうち、標津町から排出された燃やせるごみの焼却処理実績を以下に示す。

表 3-9 過去5年間の焼却処理実績

(単位：t/年)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
搬入量		1,307	1,231	1,227	1,321	1,318
	燃やせるごみ	1,207	1,131	1,124	1,232	1,202
	手選別後焼却処理	15	10	12	14	15
	破碎可燃物	85	90	91	75	101
搬出量	焼却残渣	52	130	37	124	123

表 3-10 過去五年間のごみ種類組成（乾燥重量比％）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
紙・衣類	39.18	38.03	43.18	46.58	49.20
ビニール・合成樹脂ゴム・皮革類	29.85	30.05	40.03	40.40	34.13
木・竹・わら類	8.73	10.18	4.78	3.55	6.23
厨芥類	7.53	5.60	4.60	5.65	2.95
不燃物類	3.10	4.52	2.10	0.20	1.20
その他	11.63	11.62	5.33	3.23	6.30

注：「厨芥（ちゅうかい）」とは、炊事場から出るごみ

(7) 堆肥化处理

当町として、ごみの堆肥化处理は行っていないが、ごみの再資源化を目指すために、厨芥ごみの一部堆肥化を考慮する。

(8) 資源化处理

標津町は、構成3町で資源ごみを根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンターにて資源化处理をしている。標津町の過去5年間（平成27年度～令和元年度）の資源化处理実績を以下に示す。

表 3-11 過去5年間の資源化处理実績

（単位：t/年）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
搬入量	資源ごみ	455	414	414	324	262
搬出量		455	414	414	324	262
	びん類	56	59	52	48	25
	カン類	28	29	27	23	22
	ペットボトル （白色トレイ含む）	22	21	22	15	14
	プラスチック製 容器包装	38	36	23	16	19
	紙製容器包装	16	15	12	10	9
	新聞紙	72	67	59	51	70
	雑誌類	87	83	75	64	67
	ダンボール	51	52	50	49	35
	紙パック	1	1	2	2	1
	その他（有害ごみ）	1＞	1＞	1＞	1＞	1＞

6 最終処分

標津町では各中間処理後の残渣などを根室北部衛生組合一般廃棄物最終処分場にて最終処分をしている。根室北部衛生組合一般廃棄物最終処分場における過去5年間(平成26年度～平成30年度)の処理実績を以下に示す。

表 3-12 過去5年間の最終処分実績(標津町)

(単位：t/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最終処分量	145	176	106	161	181
手選別後埋立	26	20	24	21	27
破碎残渣	67	26	45	61	59
焼却残渣	52	130	37	79	95

第2節 ごみ処理の評価

1 ごみ総排出量原単位(1人1日当たりごみ総排出量)

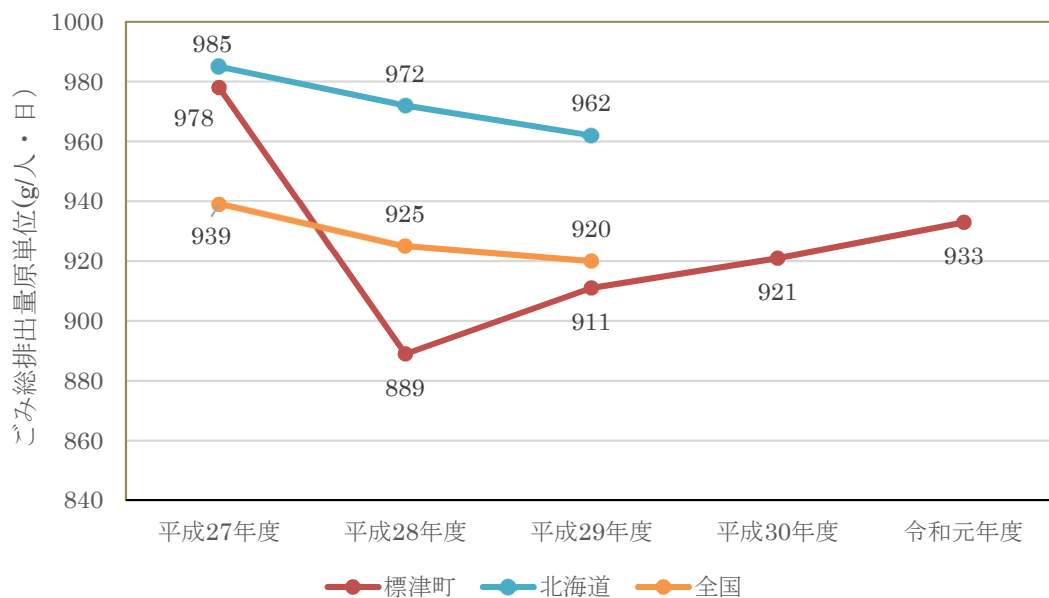
標津町のごみ総排出量原単位は増減しながら平均約933g/人・日で推移している。また、北海道・全国値と比較して概ね下回っているが、北海道・全国値は減少傾向にあり、標津町は増加傾向ため、より一層のごみの排出抑制に努める必要がある。

表 3-13 過去5年間のごみ総排出量原単位

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年度
標津町	978	889	911	921	933
北海道	995	972	962	—	—
全 国	939	925	920	—	—

※ごみ総排出量原単位(g/人・日)

= ごみ総排出量(t/年) ÷ 行政区域内人口(人) ÷ 年間日数(t/日) × 10⁶



※全国・北海道値は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値より作成しており、平成30年、令和元年度値は現時点で公表されていない。

図 3-3 ごみ総排出量原単位の北海道・全国との比較

2 リサイクル率

標津町の過去5年間(平成26年度～平成30年度)のリサイクル率を以下に示す。

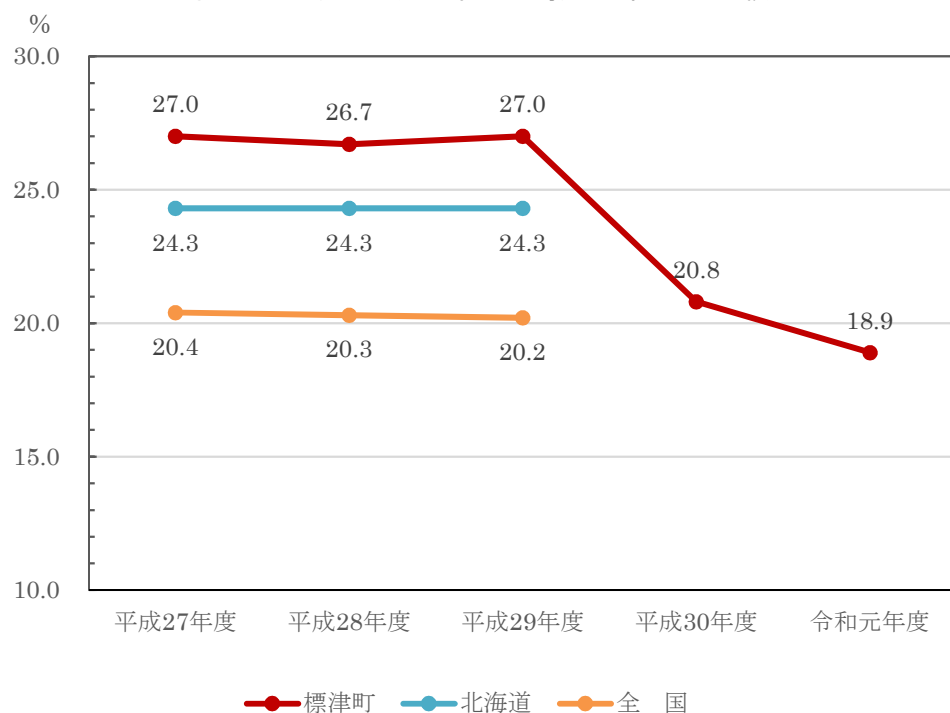
標津町のリサイクル率は北海道・全国値を上回っているが、減少傾向にあり、平成30年度は平成27年度と比較して8.1ポイント減少している。

表 3-14 過去5年間のリサイクル率

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
標津町	27.0%	26.7%	27.0%	20.8%	18.9%
北海道	24.3%	24.3%	24.3%	—	—
全 国	20.4%	20.3%	20.2%	—	—

※リサイクル率(%)＝総資源化量(t/年)÷ごみ総排出量(t/年)×100

図 3-4 リサイクル率の北海道・全国との比較



※全国・北海道値は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値より作成しており、平成30年度、令和元年度値は本計画作成時点で公表されていない。

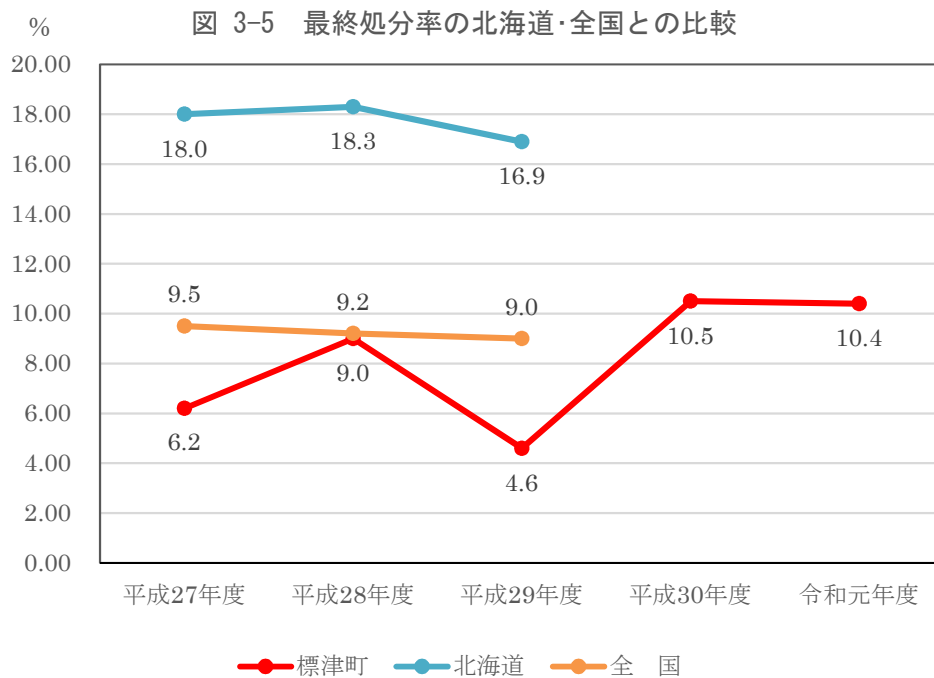
3 最終処分率

標津町の最終処分率は増減しながら平均7.8%で推移している。また、全国と比較してほぼ同様に、北海道と比較して下回っている。

表 3-15 過去5年間の最終処分率

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
標津町	6.2%	9.0%	4.6%	10.5%	10.4%
北海道	18.0%	18.3%	16.9%		
全 国	9.5%	9.2%	9.0%		

※最終処分率(%)＝最終処分量(t/年)÷ごみ総排出量(t/年)×100



※全国・北海道値は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値より作成しており、平成30年度、令和元年度値は本計画策定時点で公表されていない。

第3節 ごみ処理関連法令等の動向

1 循環型社会形成のための法体系

平成12年の通常国会で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤として「循環型社会形成推進基本法」が制定され、図3-6に示す法体系のもとで各法律が改正、施行されている。今後、循環型社会形成のため、リサイクル関連法の着実かつ適切な運用を押し進める必要がある。

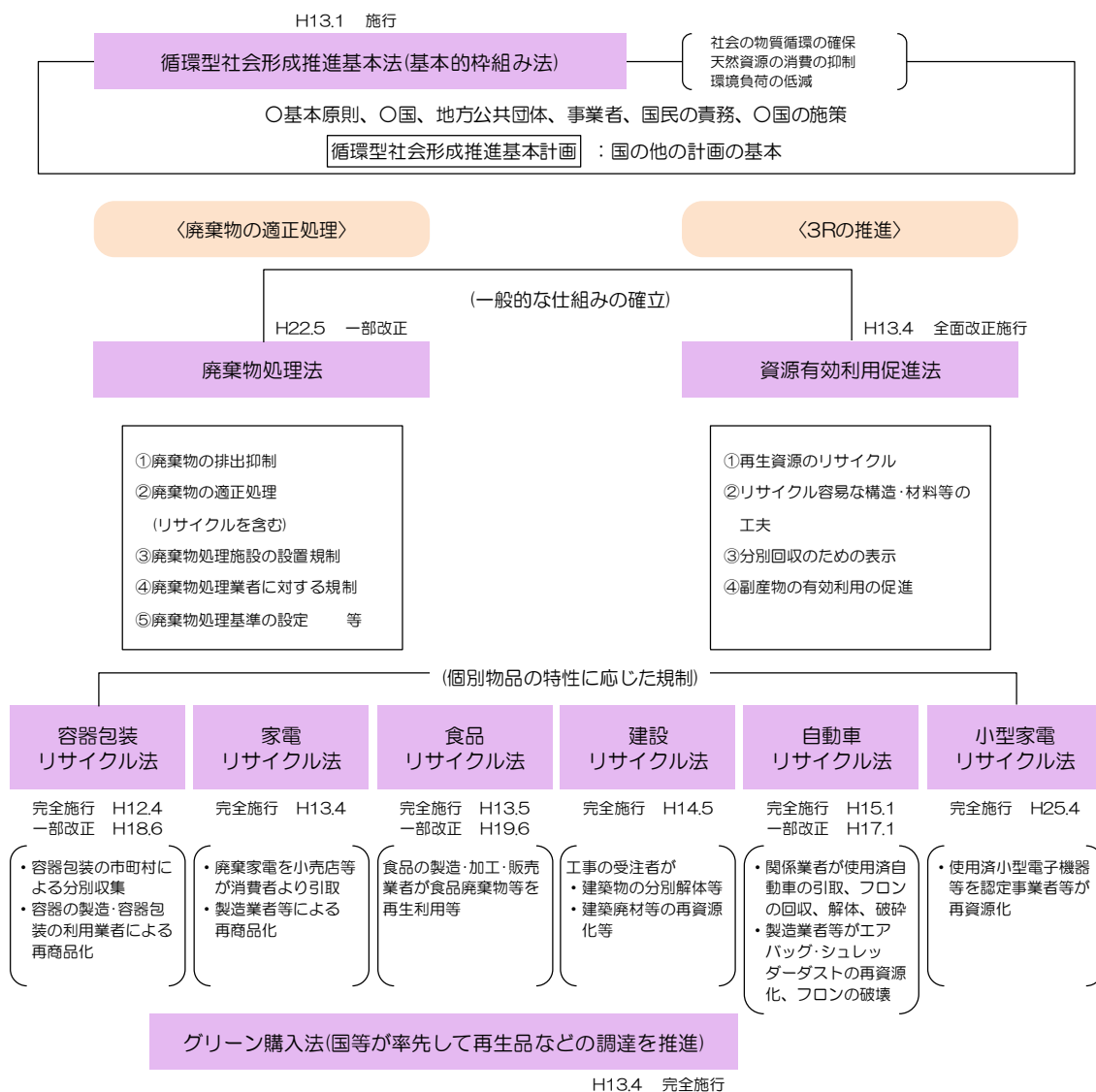


図 3-6 循環型社会の形成のための法体系

2 国の計画

(1) 循環型社会形成推進基本計画

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、国は循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)に基づき、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定されている。

表 3-16 「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）」の概要(国の取組)

区分	概要
持続可能な社会づくりとの統合的取組	○地域循環共生圏の形成 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○廃棄物エネルギーの徹底活用 ○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開
地域循環共生圏形成による地域活性化	○地域循環共生圏形成による地域活性化 ○コンパクトで強靱なまちづくり ○バイオマスの地域内での利活用
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	○開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○素材別の取組等
適正処理の推進と環境再生	○適正処理 ○環境再生 ○東日本大震災からの環境再生
災害廃棄物処理体制の構築	○自治体 ○地域 ○全国
適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	○国際資源循環 ○海外展開
循環分野における基盤整備	○電子マニフェストを含む情報の活用 ○技術開発棟(廃棄物分野のIT活用) ○人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン)

表 3-17 「第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)」の概要(指標・数値目標)

項目		指標の種類	指標	
循環型社会の全体像	入口	物質フロー指標	資源生産性：約49万円/トン(令和7年度)	
	循環	物質フロー指標	入口側の循環利用率：約18%(令和7年度)	
			出口側の循環利用率：約47%(令和7年度)	
出口	物質フロー指標	最終処分量：約1,300万トン(令和7年度)		
持続可能な社会づくりとの統合的な取り組み	環境的側面と経済的側面の統合的向上	項目別取組指標	循環型社会ビジネスの市場規模：平成12年度の約2倍(令和7年度)	
	環境的側面と社会的側面の統合的向上	項目別物質フロー指標	家庭系食品ロス量：平成12年度の半減(令和12年度)	
			事業系食品ロス量：今後、食品リサイクル法の基本方針において設定	
循環と低炭素の統合的向上	項目別取組指標	期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率：21%(令和4年度)		
多種多様な地域循環共生圏の形成		項目別物質フロー指標	1人1日当たりのごみ排出量：約850g/人・日(令和7年度)	
			1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(集団回収量、資源ごみ等を除く)：約440g/人・日(令和7年度)	
			事業系ごみ排出量：約1,100万トン(令和7年度)	
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環		項目別物質フロー指標	出口側の循環利用率：約47%(令和7年度)	
		バイオマス(食品、木など)	項目別物質フロー指標	家庭系食品ロス量：平成12年度の半減(令和12年度)
			事業系食品ロス量：今後、食品リサイクル法の基本方針において設定	
			項目別取組指標	食品循環資源の再生利用等実施率：食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%(令和元年度)
		土石・建設材料	項目別取組指標	個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率：100%(令和2年度)
適正処理の更なる推進と環境再生	適正処理の更なる推進	項目別取組指標	電子マニフェストの普及率：70%(令和4年度)	
			一般廃棄物最終処分場の残余年数：平成29年度の水準(20年分)を維持(令和4年度)	
			産業廃棄物最終処分場の残余年数：要最終処分量の10年分程度(令和2年度)	
万全な災害廃棄物処理体制の構築		項目別取組指標	災害廃棄物処理計画策定率：都道府県100%、市町村60%(令和7年度)	
循環分野における基盤整備	循環分野における情報整備	項目別取組指標	電子マニフェストの普及率：70%(令和4年度)	
	循環分野における人材育成、普及啓発等	項目別取組指標	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識：約90%(令和7年度)	
			具体的な3R行動の実施率：平成24年度の世論調査から約20%上昇(令和7年度)	

※数値目標が定められている代表指標のみを抜粋している。

(2) 廃棄物処理法に基づく基本的な方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(廃棄物処理基本方針・平成13年5月環境省告示第34号)」(以下、「基本方針」という)は、平成28年1月に一部変更され、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的方向、減量・リサイクル等の目標、施策推進に関する基本的事項、廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項等が定められた。

基本的な方針のうち、主に一般廃棄物に関する方針の概要を以下に整理する。

表 3-18 「基本方針(平成28年1月)」の主な変更箇所の概要(1)

区分		主な変更箇所
基本的な方向		・世界的な資源制約の顕在化や、災害の頻発化・激甚化、地球環境問題へ対応する。 ・低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮した取組を推進する。
廃棄物の適正な処理に関する目標(令和2年度)	排出量	【一般廃棄物】平成24年度比約12%削減 【産業廃棄物】平成24年度に対し増加を約3%に抑制
	再生利用率	【一般廃棄物】約27%に増加 【産業廃棄物】約56%に増加
	最終処分量	【一般廃棄物】平成24年度比約14%削減 【産業廃棄物】平成24年度比約1%削減
	一人一日当たり排出量	【家庭系ごみ】500g/人・日(集団回収量、資源ごみ等を除く)
施策推進に関する基本的事項	国民の役割	・食品の購入に当たっては、適量の購入等により食品ロスを削減する。 ・自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。 ・使用済小型電子機器等を市町村等へ引き渡す。
	市町村の役割	・関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努める。 ・民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において、適切に位置付けるように努める。 ・他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努める。 ・災害時における適正かつ円滑・迅速な処理体制を確保する。
	国の役割	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、地方公共団体と連携しつつ、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。 ・水銀廃棄物の適正な回収を促進する。
	廃棄物の適正処理を確保するための必要な体制の確保	・事業系食品廃棄物に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設ける。 ・地方公共団体等関係者と連携して、電子マニフェストの使用の促進を図る。
廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項	今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標	・食品廃棄物の再生利用に係る施設については、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。 ・焼却施設については、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。
	産業廃棄物の適正処理に必要な処理施設の整備	・熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮した処理施設の整備を推進する。
その他廃棄物の処理に関する必要な事項		・技術開発及び調査研究の推進に当たっては、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(中央環境審議会答申)」も踏まえ、戦略的に実施していく。

表 3-19 「基本方針(平成28年1月)」の主な変更箇所の概要(2)

区分		主な変更箇所
非常災害時における施策を実施するために必要な事項	施策の基本的考え方	・災害廃棄物は、可能な限り分別、再生利用等によりその減量を図り、廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる。
	市町村の役割	・各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行う。 ・非常災害時には災害廃棄物処理実行計画を策定し、被災地域の廃棄物処理施設や最終処分場等を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行う。 ・大規模災害時には、広域的連携体制で域内の災害廃棄物の処理を行う。
	都道府県の役割	・各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定・見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行う。 ・非常災害時には、災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、域内の処理全体の進捗管理に努める。 ・大規模災害時には、速やかに実行計画を策定し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、被災市町村に対する支援を行う。
	国の役割	・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を策定し、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定等を進める。 ・地域ブロック間の連携を促進する。 ・非常災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行う。 ・大規模災害発生時には、速やかに処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定める。
	事業者及び技術専門家の役割	・非常災害発生時には、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努める。 ・大量の災害廃棄物又は非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、主体的に処理するよう努める。
	大学・研究機関等専門家の役割	・国及び地方公共団体に対して必要な協力を行う。 ・発災後に重要となる廃棄物量の推計に係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討の精緻化・深化に関して、平時から継続的に重要な役割を果たすよう努める。
	災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用	・地方公共団体は、平時の備えとして地域ブロック単位で廃棄物処理施設の余力や中期的な計画を共有し、非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう努める。 ・大規模災害発生時には、公共関与による処理施設等の活用を検討する。 ・地方公共団体は、域内における廃棄物処理施設について、先行投資的な視点、主体的な取組の視点などを踏まえた整備に努める。 ・大規模災害時には、災害廃棄物処理の広域的な連携体制を構築する。 ・国は、地方公共団体の取組を技術的に支援するとともに、地域間協調が促進される財政支援のあり方を検討し、効果的な支援を行う。 ・地方公共団体は、非常災害発生時には、整備した処理施設、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し処理を円滑かつ迅速に行うとともに、必要に応じて適切な仮設施設の設置を含め、処理体制を確保する。
	災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信	・国は、事業者や専門家等と連携し、災害廃棄物処理に係る技術的・システムの課題整理・活用するとともに、災害廃棄物処理に必要な技術開発を行い、得られた成果をわかりやすく周知する。 ・地方公共団体による情報発信を支援することとし、大規模災害時には、処理方針を示すとともに、広域的な連携等の情報発信を行う。 ・地方公共団体は、平時から、災害廃棄物処理に関する住民理解の促進に努める。 ・非常災害時には、災害廃棄物の処理の方針等に関する情報発信を積極的に実施するとともに、非常災害時の廃棄物処理に係る住民理解の確保等に努める。

(3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、5年ごとに策定される。

平成30年6月に策定された廃棄物処理施設整備計画では、平成30年度から令和4年度までを計画期間とし、従来から取り組んできた3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備について強調している。また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策について定めている。

表 3-20 「廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月)」の概要(1)

区分	計画概要
計画期間	■平成30年度から令和4年度の5年間
基本的理念	■基本原則に基づいた3Rの推進 ■気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 ■地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
重点目標 (平成29年度見込み値からの令和4年度目標)	■排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 ・ごみのリサイクル率：21% → 27% ・最終処分場の残余年数：平成29年度の水準(20年分)を維持 ■焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保 ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19% → 21% ・廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：40% → 46% ■し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 ・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：53% → 70% ・浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合：62% → 76% ・省エネ型浄化槽の導入によるCO₂排出削減量：5万トンCO₂ → 12万トンCO₂
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント	(1)市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 ・食品ロス削減を含めた2Rに関する普及啓発、情報提供及び環境教育・環境学習等により住民及び関連する事業者の自主的な取組を促進する。 ・分別収集の推進及び一般廃棄物の適正な循環的利用に努めた上で、適正な中間処理及び最終処分を行う体制を確保する。 (2)持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 ・廃棄物の広域的な処理や施設集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく。 ・地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携、他のインフラと連携など、地域全体で安定化・効率を図っていく。 ・地域特性を踏まえた整備計画の見直しにも配慮した浄化槽の整備や老朽化した単独処理浄化槽及び公共所有の単独処理浄化槽等の単独転換を推進する。また、浄化槽台帳を活用して単独転換や浄化槽の管理向上を図る。 (3)廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 ・よりエネルギー効率の高い施設への更新、小規模の廃棄物処理施設における効果的なエネルギー回収技術の導入、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等への廃棄物エネルギー供給等に取り組み、地域の低炭素化に努める。 ・施設整備等のできるだけ早い段階から、様々な関係者が連携して地域における廃棄物エネルギーの利活用に関する計画を策定する。 ・家庭用浄化槽や中・大型浄化槽の省エネ化を促進し浄化槽システム全体の低炭素化を図る。 (4)廃棄物系バイオマスの利活用の推進 ・民間事業者や他の社会インフラ施設等との連携、他の未利用バイオマスとの混合処理、メタンを高効率に回収する施設と廃棄物焼却施設との組合せによるエネルギー回収等、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。

表 3-21 「廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月)」の概要(2)

区分	計画概要
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント	(5) 災害対策の強化 - 施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、地域の防災拠点として電力・熱供給等の役割も期待できる廃棄物処理システムの強靱性を確保する。 - 災害廃棄物対策計画の策定、災害協定の締結等を含めた関係機関及び関係団体との連携体制の構築、燃料や資機材等の備蓄、災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の円滑な廃棄物処理体制を確保する。 (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 - 地域の課題解決や地域活性化に貢献するため、廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害時の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携、環境教育・環境学習機会の提供等を行う。 - 地方公共団体、民間事業者、地域住民が施設整備に積極的に参画し、関係主体が一体的に検討できる事業体制を構築するとともに、工業団地・農業団地の造成・誘致事業などと連携を進める。 (7) 地域住民等の理解と協力の確保 - 地域の特性や必要性に応じた一般廃棄物処理施設の整備を進めていくためには、地域住民等の理解を得ることが基盤となる。施設の安全性や環境配慮に関する情報だけでなく、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、資源の有効利用、温室効果ガスの排出抑制、災害時の対応、地域振興、雇用創出、環境教育・環境学習等の効果について住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得よう努める。 - 日常的な施設見学の受入や稼働状況に係わる頻繁な情報更新など、情報発信及び住民理解の確保等に努め、地域住民等との信頼関係を構築しておく。 (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化 - 入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、公共工物品質確保法に基づき、総合評価落札方式の導入を推進する。

(4) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第8条に基づき、平成28年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されている。当該計画では、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されている。また、廃棄物処理における取り組みとして3Rの推進や廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等の更なる推進等についても規定されており、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、当該計画と整合性の取れたものとする必要があるとなる。

町の取組として、令和2年度は環境省の「クールチョイス」事業に参加し、町民に対して地球温暖化防止対策の呼び掛けてを実施している。

表 3-22 「地球温暖化対策計画(平成28年5月)」の概要

区分		計画概要
温室効果ガス削減目標		【令和2年度】 平成17年度比3.8%減 【令和12年度】 平成25年度比26.0%減(平成17年度比25.4%減)
目標達成のための対策・施策	国の基本的役割	■多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進 ■率先した取組の実施 ■国民各界各層への地球温暖化防止行動の働きかけ ■地球温暖化対策に関する国際協力の推進 ■大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況等に関する観測及び監視
	地方公共団体の基本的役割	■地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進 ■自らの事務及び事業に関する措置 ■特に都道府県に期待される事項
	事業者の基本的役割	■事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策の実施 ■社会的存在であることを踏まえた取組 ■製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減
	国民の基本的役割	■日常生活に起因する温室効果ガスの排出の抑制 ■地球温暖化防止活動への参加
温室効果ガスの排出削減対策・施策(廃棄物処理関連)		■廃棄物処理における取組(エネルギー起源二酸化炭素) ・温室効果ガスの排出削減にも資する3Rの推進 ・廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等の推進 ・廃棄物処理施設やリサイクル設備等における省エネルギー対策、ごみの収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの排出抑制の推進 ■廃棄物焼却量の削減(非エネルギー起源二酸化炭素) ・3Rの取組を促進することにより、石油を原料とする廃プラスチックなどの廃棄物の焼却量の削減(市町村の分別収集の徹底及びごみ有料化の導入や個別リサイクル法に基づく措置の実施等による廃棄物の排出抑制、再生利用の推進) ■廃棄物最終処分量の削減(メタン) ・循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標の達成や廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標に向けた取組の促進(市町村の処理方法の見直し及び分別収集の徹底、処理体制の強化等) ■廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用(メタン) ・廃棄物最終処分場の設置に際して準好気性埋立構造を採用することによる嫌気性埋立構造と比べた場合の生ごみなどの有機性廃棄物の生物分解の抑制 ■一般廃棄物焼却量の削減等(一酸化二窒素) ・3Rの取組の促進による一般廃棄物焼却施設における廃棄物の焼却量を削減 ・ごみ処理の広域化等による全連続式焼却炉への転換や一般廃棄物焼却施設における連続運転による処理割合の増加による一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化

3 北海道の計画

(1) 北海道循環型社会形成推進基本計画

道では、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、北海道が目指す循環型社会の具体的な指針として、平成27年4月に「北海道循環型社会形成推進基本計画」を策定し、北海道らしい循環型社会の形成に向けた取組を進めてきた。

計画中間年度である平成26年度に行った目標の達成状況の検証結果や、国や道による関係計画の策定や社会情勢の変化を踏まえ、令和元年度を目標年度とし、新たに「低炭素社会」づくりや「自然共生社会」づくりとの統合的取組や、2R(リデュース、リユース)の取組優先等を盛り込んだ「北海道循環型社会形成推進基本計画」が平成27年3月に改訂された。また、現在、計画期間を令和2年度～令和11年度とした北海道循環型社会形成推進基本計画(第2次)の素案作成に当たっている。

区分	計画概要
計画期間	平成22年度から概ね10年
計画の目標	北海道らしい循環型社会の形成 ○人々が、できるだけごみを出さない、ものを修理して大切に使うといった環境に配慮した生活を実践している社会。 ○企業が、自らの事業活動における廃棄物等の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源として有効に利用され、または適正に処理されるなど、3Rや適正処理が定着している社会。 ○家畜ふん尿、生ごみや林地残材などバイオマスの利活用が進むとともに、既存産業の技術基盤の活用などにより、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大している社会。
指標及び数値目標 (目標年次：令和元年度)	【物質フロー指標】 (1)循環利用率 16%(平成24年度14.5%から1.5%増) (2)最終処分量 86万トン以下(平成24年度112万トンから約23%削減) 【取組指標】 (1)環境に配慮した取組の推進に関する目標値 ◆道民：ごみ減量化、再使用・再利用のための具体的行動→意識度：95%以上、実践度：60～80%以上 ◆事業者：環境管理システムの認証取得事業所数→780件以上 ◆市町村：グリーン購入の全庁の実施市町村→全ての市町村が全庁で組織的に実施 (2)廃棄物の処理に関する目標値 ①一般廃棄物 ◆排出量 180万トン以下(平成24年度比約10%削減) ◆1人1日当たり排出量 940g/人・日以下(平成24年度比約6%削減) ◆リサイクル率 30%以上(平成24年度より6.4ポイント増加) ◆最終処分量 40万トン以下(平成24年度比28%削減) ②産業廃棄物 ◆排出量 3,900万トン以下(平成24年度同程度) ◆再生利用率 57%以上(平成24年度より1.1ポイント増加) ◆最終処分量 57万トン以下(平成24年度比21%削減) (3)バイオマス利活用に関する目標値 ◆廃棄物系バイオマス利利用率(炭素量換算) 90%以上(平成24年度88.2%) ◆未利用バイオマス利利用率(炭素量換算) 70%以上(平成24年度60.4%) ◆バイオマス活用推進計画等策定市町村 50市町村(平成26年度44市町村) (4)リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興に関する目標値 ◆廃棄物の処理に関する目標(前述(2))を目標とする ◆リサイクル認定製品数 220製品以上(平成25年度136製品)
道が総合的・計画的に講ずべき施策	(1)3Rの推進 ①環境に配慮したライフスタイル・事業活動への変革、②廃棄物等の有効利用システムの構築、③環境と調和した主要産業の発展 (2)廃棄物の適正処理の推進 (3)バイオマスの利活用の推進 (4)リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

表 3-23 「北海道循環型社会形成推進基本計画(平成27年3月)」

(2) 北海道廃棄物処理計画

北海道の廃棄物処理計画は、昭和49年12月に北海道産業廃棄物処理計画として策定され、第4次計画まで産業廃棄物の適正処理を目的として見直しされてきた。廃棄物処理法の改正により一般廃棄物も合わせた処理計画を定めることとなり、平成13年12月に北海道廃棄物処理計画として策定され、平成17年3月、平成22年4月の改定を経て、平成27年3月に新たな北海道廃棄物処理計画が策定されている。

主に一般廃棄物に関する「北海道廃棄物処理計画」の概要を以下に整理する。

また、現在、計画期間を令和2年度～令和6年度とした北海道廃棄物処理計画(第5次)の素案作成に当たっている。

表 3-24 「北海道廃棄物処理計画(第4次)(平成27年3月)」の概要(一般廃棄物)

区分	計画概要		
計画期間	5年間(平成27年度から令和元年度まで)		
適正処理に関する目標 (目標年次：令和元年度)		目標(令和元年度)	現状(平成24年度)
	(1)排出抑制 ◆ごみの排出量 ◆1人1日当たりのごみ排出量 ◆1人1日当たりの家庭から排出するごみの量	1,800千トン(約11削減)以下 940g/人・日 590g/人・日	2,013千トン 1,004g/人・日 622g/人・日
	(2)適正な循環利用 ◆一般廃棄物のリサイクル率	30%以上	23.6%
	(3)適正処分の確保 ◆一般廃棄物の最終処分量	290千トン(約28%削減)以下	402千トン
	(4)バイオマスの利活用 ◆廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	88%以上	86%
施策展開の基本的な考え方	(1)適正な管理：廃棄物処理施設の適正管理等の確保及び排出抑制等に向けた取組の促進 (2)協働による取組：道民、事業者及び行政が協働で取り組む廃棄物対策の推進 (3)透明性の確保：廃棄物処理に関する様々な情報の提供・公表、各主体相互の対話の促進		
一般廃棄物の処理に関する方針	(1)ごみの排出の抑制 ①総合的な排出抑制の推進 ②計画的な排出抑制の推進 (2)ごみの適正な循環的利用 ①リサイクル施設の適切な整備促進等 ②循環的利用の推進 ③個別リサイクル法に基づく循環的利用の推進 (3)ごみの適正処分の確保 ①計画的で効率的な処分の促進 ②安全・安心な処分の促進 (4)ごみの広域的な処理 ①ごみ処理の広域化の円滑な推進 ②広域的な3Rの取組の推進 (5)効率的なごみ処理事業の運営 (6)災害廃棄物対策等 (7)生活排水対策		

(3) 北海道災害廃棄物処理計画

道では、災害からの早期の復旧復興に向けて、災害に伴い発生した廃棄物(災害廃棄物)の迅速かつ適正な処理を推進するため、平成30年3月に北海道災害廃棄物処理計画を策定

している。

北海道災害廃棄物処理計画は、災害からの早期の復旧復興に向けて発災時に道が対応すべき事項や、被災した市町村が災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要となる事項や関係機関の役割、備えておくべき事項等を取りまとめているほか、今後、市町村が「市町村災害廃棄物処理計画」を策定する際の参考として活用することを目的としている。

表 3-25 「北海道災害廃棄物処理計画(平成30年3月)」の概要

区分		計画概要
対象とする災害		■地震災害及び水害その他の災害
対象とする業務と災害廃棄物	業務	■一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分 ■個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去 等
	災害廃棄物	■地震や津波、大雨等の災害によって発生する廃棄物等のほか、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物 ■放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は対象外
役割分担	道の役割	■発災に備えた、国、市町村、関係機関、関係団体との情報共有や連携、市町村の災害廃棄物処理計画策定の必要性の周知や、技術的支援等 ■発災時の被害状況や作業の進捗状況を踏まえた技術的支援や人的支援 ■災害の規模に応じた周辺市町村との広域的な処理体制の構築や、処理全体の進行管理 ■被害状況や作業の進捗状況を踏まえた事業者や関係団体への応援要請、市町村や関係団体等との調整 ■被災した市町村内での災害廃棄物の処理が困難な場合、隣接する市町村での広域処理について、関係者との調整 ■被害が甚大な場合など道内での処理が困難な場合は、国と連携して他ブロックでの処理について要請 ■災害により、市町村自らの災害廃棄物処理が困難な状況となった場合に、当該市町村から地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づく事務委託を受け、道が処理主体となった災害廃棄物処理実行計画を策定、災害廃棄物の処理
	市町村の役割	■発災後の災害廃棄物の処理、平常時と同様の生活ごみの回収・処理、避難所ごみの回収・処理 ■仮設トイレの設置とし尿の回収・処理など被災地域の衛生確保 ■災害廃棄物の処理にあたり、適正かつ円滑、迅速な処理及び可能な限り再生利用に努めた減量化 ■被災状況を踏まえた道及び事業者等に対する支援要請の検討
	国の役割	■市町村による災害廃棄物の処理が適正かつ円滑、迅速に進められるよう、必要な財政措置、専門家の派遣、道外の他都府県との広域処理に係る調整、災害廃棄物の処理に関する情報提供などの支援 ■大規模災害時において、市町村自らの処理が困難として要請がある場合には、国が災害廃棄物の処理を代行
	事業者の役割	■災害廃棄物の早期処理に資するため、道又は市町村から災害廃棄物処理に関する協力要請があった場合の協力 ■発災時の協力内容の検討、人材や資機材などの把握

第4節 ごみ処理の課題

1 ごみの発生・排出抑制

標津町ではごみの発生・排出抑制に取り組んでいる。平成26年から令和元年までの人口とごみの関係を表3-26にまとめた。人口は減少傾向であるが、ごみ総排出量はほぼ横ばいであり、一日に一人が排出する単位であるごみ総排出量原単位も増減はある者のほぼ横ばいである。そのため、より一層ごみの発生・排出抑制に力を入れる必要がある。

表 3-26 人口とごみ排出量

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
人口（人）	5,432	5,361	5,369	5,340	5,280	5,068
ごみ総排出量（t）	1,834	1,918	1,743	1,776	1,774	1,731
ごみ総排出量原単位（g/人・日）	925	978	889	911	921	917

2 リサイクルの促進

標津町では、資源物の分別収集の実施、集団回収の推進、資源物のリサイクル促進に努めている。

しかし、前述のように、リサイクル率は過去5年間で減少傾向のため、現在のごみとして処理・処分しているもののうち、再生利用可能なものの分別及び資源化方法を検討するなど、より一層のリサイクルを促進していくことが必要である。

また、リサイクル促進のための分別分類の見直し等、積極的な働きかけを行う必要がある。

3 中間処理・最終処分

根室北部衛生組合一般廃棄物最終処分場の埋立満了が迫っているため、今後のごみの減量化を図るとともに、燃やせないごみや粗大ごみ等の広域処理を長期的に継続するにあたり、新たな最終処分場を整備する必要がある。

4 ごみ処理にかかる費用

令和元年度は、処理に係る経費として総額で約2億6500万円を支出した。これに対し、ごみ処理代としてごみ袋販売時等に徴収した廃棄物処理手数料は約1300万円であり、町民負担割合は5%に満たない（4.91%）。

適正な町民負担のありかたについて、検討が必要である。

第4章 ごみ処理の基本方針

第1節 ごみ処理の基本方針

循環型社会において製品等が廃棄物となった場合の施策の優先順位は、①廃棄物等の発生抑制(Reduce：リデュース)、②再使用(Reuse：リユース)、③再生利用(Recycle：リサイクル)、④排出ごみの焼却時に発生する熱の有効活用(サーマルリサイクル)、⑤適正な循環利用が行われないものについての適正処分の順とされており、ごみの発生・排出抑制及び再生利用は優先的に取り組むべきものとして位置づけられている。

従って、本計画におけるごみ処理の基本方針は、循環型社会構築のための徹底したごみの資源化及び中間処理を行うことで最終処分量の低減を目指し、最終処分場の延命化を図っていくこととする。

第2節 ごみ処理の施策

ごみ処理の施策についても、現計画と同様に、平成13年1月に施行された循環型社会形成推進基本法で定めるごみ処理の優先順位(①廃棄物等の発生を抑制、②循環資源を再使用、③排出されるごみに対して、資源回収、資源化处理による再生利用、④焼却処理での熱回収、⑤減量化やリサイクルが困難なごみに対する適正処分)を基本として定める。

1 ごみ発生・排出抑制

ごみの発生量をできる限り少なくすることを第一優先として取り組む。

持続可能な社会である循環型社会を構築し、環境負荷の低減と資源の有効活用するためには、これまでのリサイクル重視の考え方ではなく、ごみの発生段階に着目したごみの発生・排出抑制が最優先の課題となる。

今後は、意識の啓発などにより、品目・製品のライフサイクルにおいて発生する環境負荷が大きいものは、できるだけ生産・消費しないことなど、ごみの発生抑制(リデュース)及び不要なものを断る(買わない・もらわない)(リフューズ)を促進する取組に努める。

2 環境低負荷型資源循環システムの構築

ごみの発生・排出抑制に努めたうえで、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、修理しながらの使用(リペア)を推進して、資源化处理以外の中間処理量及び最終処分量の削減に努める。

3 安全かつ適正な処理体制の確保

“ごみ”として処理・処分せざるを得ないものについては、安全かつ適正に中間処理及び最終処分を行いる。

また、ごみ処理施設の運転、点検、補修等の維持管理については、ライフサイクルコストに配慮し、計画的かつ適切な維持管理計画のもと運営していく。

第3節 数値目標

ごみの発生・排出抑制や適正処理を推進する際の目標を明確にするため、達成すべき数値目標として、「ごみ排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」の3つの目標を設定する。

目標を設定するにあたっては、本組合及び構成3町のごみ処理の現状や課題を踏まえるとともに、国及び北海道が掲げている目標を参考にして設定する。

なお、本計画は、計画目標年次である令和17年度を数値目標の達成年度として設定する。

1 ごみ排出量の削減目標

将来的な人口減少も加味しつつ、住民・事業者のごみの発生・排出抑制を徹底することで、目標年次(令和17年度)での標津町におけるごみ総排出量原単位目標を892g/人・日とする。

なお、基礎となる実績は年度ごとのバラつきがある事から平成27年度から、令和元年度の5年平均値を用いることとする（参考：令和元年度原単位 917 g/人・日、5年平均 923g/人・日）。

ごみ総排出量原単位の目標

①標津町

過去5年平均実績
923g/人・日

3.5%減量
→

令和17年度目標
892g/人・日

2 リサイクル率の目標

排出されるごみの再資源化を将来的にさらに促進していくことで、目標年度(令和17年度)での標津町におけるリサイクル率を30.0%とする（参考：令和元年度 18.9%、5年平均 24.1%）。

リサイクル率の目標

①標津町

令和元年度実績
18.9%

11.1ポイント増加
→

令和17年度目標
30.0%

3 最終処分量の削減目標

将来的にごみの発生・排出抑制、リサイクル率の改善が進むものとして、目標年度(令和17年度)での標津町における最終処分量を109t/年とする。

最終処分量の目標

①標津町

令和元年度実績
185 t/年

41.1%減量
→

令和17年度目標
109t/年

第5章 ごみ排出量及び処理量の見込み

第1節 ごみ排出量の推計

ごみ量の考えかた

廃棄物の処理にあたっては、循環基本法で、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の順に優先順位が定められている。これをごみ量の考え方に当てはめると、①発生抑制や②再使用が進まない場合のごみは、潜在的に発生する可能性のあるごみ（「潜在のごみ発生量」という。）である。潜在のごみ量から①発生抑制と②再使用による減少を見込んだごみ量（「発生抑制量」という。）を差し引いたものがごみ発生量となる。ごみ発生量には、③再生利用する資源ごみなど（「排出抑制量」という。）が含まれているが、これを差し引いたものが、④熱回収、⑤適正処分すべきごみ量となる。

つまり、「ごみ発生量」とは、生産や消費活動の結果として生じる不要物で、再利用されなければごみとなる可能性のあるものの量、「発生抑制量」とは、生産者がゴミになりにくい製品を生産し、消費者がゴミになりにくい製品を選択して購入するなどして、不要物の量を自主的に抑制する量、「排出抑制量」とは、不要物を再利用した量である。

整理すると以下となる。

ごみ発生量＝不要物の全ての量

発生抑制量＝ゴミになりにくい製品の生産を進めることで削減されるごみ量

排出抑制量＝再生利用する資源ごみ

潜在のごみ発生量＝ごみ発生量＋発生抑制量

ごみ量＝ごみ発生量－排出抑制量

さらに、ごみの発生量は、一般家庭から排出される「家庭ごみ」と、事業所から排出される産業廃棄物以外のごみである「事業系ごみ」の二つに分けられる。

＜家庭ごみ＞

家庭ごみ量は、住民1人が一日に排出するごみ（「世帯ごみ発生原単位」という。）に一年間の日数を乗じ、粗大ごみ量を加えることで算出される。都市部では、ごみ発生原単位を一般世帯と単身世帯に分けて算出するが、当町では区別せずに計算した。

家庭ごみ発生量予測 ＝

一般世帯ごみ発生原単位（g/人日） × 一般世帯人口 × 年間日数 ＋ 粗大ごみ発生量

＜事業系ごみ＞

事業系ごみ量は、家庭ごみ発生量にごみ総量に対する事業系ごみの割合を乗じて算出される。

都市部では事業所の規模や、企業活動に影響を与える経済指標を加味して算出するが、当町では単に比率のみで算出した。

仮定：事情所数は不変。経済動向は変数に含めない。減少率は家庭ごみの減少率と同じ。

事業系ごみ発生量予測 ＝

家庭ごみ発生量の予測値 × ごみ総量に対する事業系ごみの割合

1 ごみ排出量推計の流れ

まず、将来のごみ排出量について、過去のごみ排出量状況で推移した場合の「現状推移によるごみ排出量」を推計する。

次に、現状推移によるごみ排出量推計に対して、ごみの発生・排出抑制によるごみの減量を考慮した場合の「減量化推進後のごみ排出量」を推計する。

2 行政区域内人口の推計

本計画における標津町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という)における「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」で示す将来人口を用いている。

表 5-1 行政区域内人口の推計結果

(単位：人)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
5,068 (実数)	4,853	4,774	4,694	4,615	4,535	4,456
令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
4,372	4,288	4,203	4,119	4,035	3,953	3,870
令和15年度	令和16年度	令和17年度				
3,788	3,705	3,623				

※着色部は社人研における推計値であり、その間は直線補完している。

3 現状推移によるごみ排出量推計

将来のごみ排出量について、過去のごみ排出量状況で推移した場合の「現状推移によるごみ排出量」を推計する。

ごみ排出量の現状推計は「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」、「集団回収量」に区分して推計し、家庭系ごみ及び集団回収量については、排出量原単位より推計し、事業系ごみについては、年間排出量より推計する。

ごみの排出から処理までの流れを図5-1に示す。

表 5-2 現状推移によるごみ排出量推計

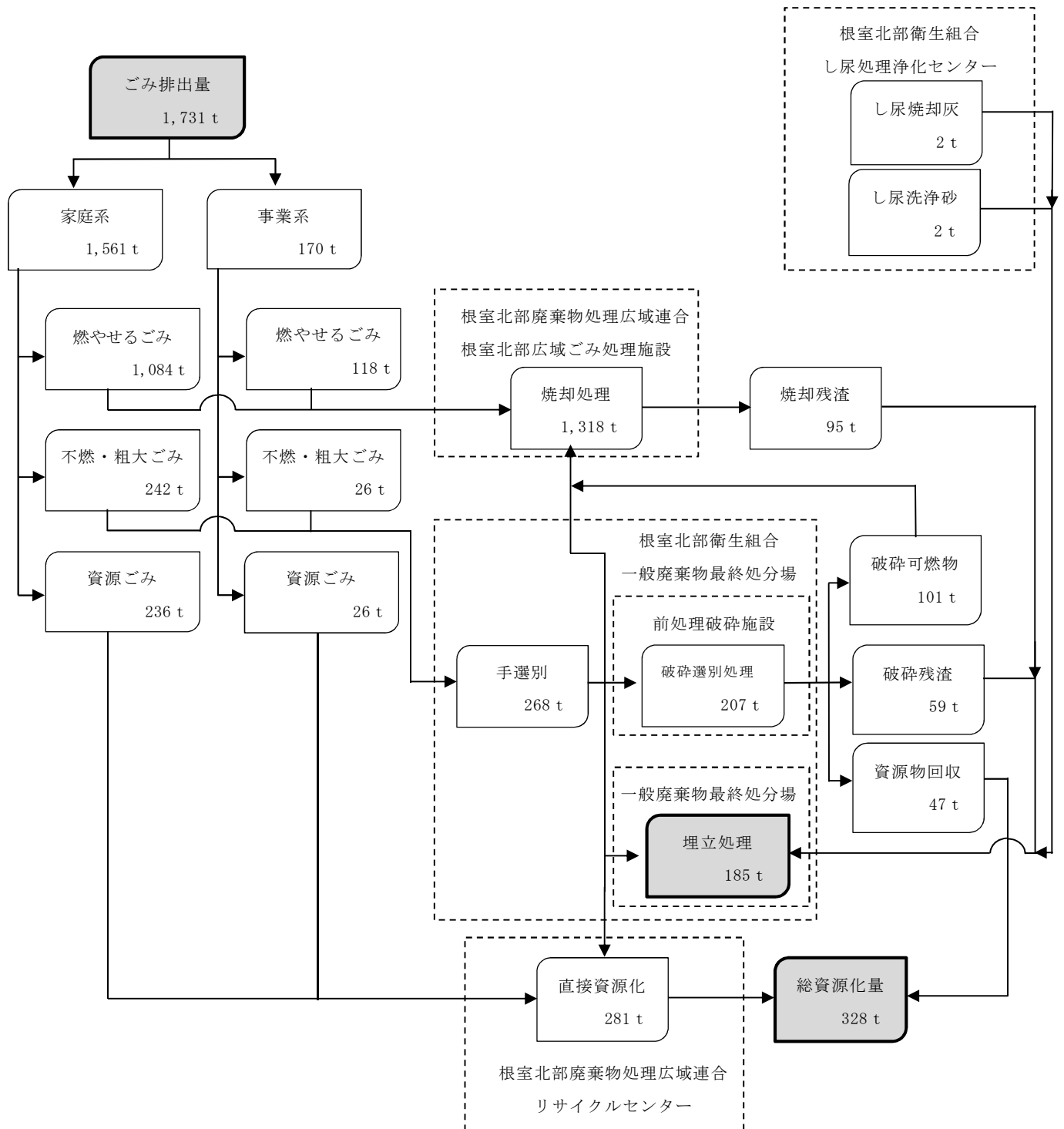
(単位：t/年)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭系ごみ		1,561	1,500	1,476	1,451	1,431	1,402
	燃やせるごみ	1,084	962	945	930	916	898
	燃やせないごみ	121	94	93	91	90	88
	粗大ごみ	121	94	93	91	90	88
	資源ごみ	236	350	345	339	335	328
事業系ごみ		170	153	150	148	145	142
	燃やせるごみ	118	112	110	110	108	105
	燃やせないごみ	13	8	8	7	7	7
	粗大ごみ	13	8	8	7	7	7
	資源ごみ	26	25	24	24	23	23
ごみ排出量		1,731	1,653	1,626	1,599	1,576	1,544
集団回収量		-	-	-	-	-	-
ごみ総排出量		1,731	1,653	1,626	1,599	1,576	1,544

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
家庭系ごみ		1,378	1,352	1,329	1,299	1,273	1,247
	燃やせるごみ	884	866	852	833	815	800
	燃やせないごみ	86	85	83	82	80	78
	粗大ごみ	86	85	83	82	80	78
	資源ごみ	322	316	311	302	298	291
事業系ごみ		139	137	135	132	130	127
	燃やせるごみ	103	101	99	97	95	95
	燃やせないごみ	7	7	7	7	7	6
	粗大ごみ	7	7	7	7	7	6
	資源ごみ	22	22	22	21	21	20
ごみ排出量		1,517	1,489	1,464	1,431	1,403	1,374
集団回収量		-	-	-	-	-	-
ごみ総排出量		1,517	1,489	1,464	1,431	1,403	1,374

区分		令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
家庭系ごみ		1,225	1,196	1,171	1,145	1,123	
	燃やせるごみ	784	768	751	735	720	
	燃やせないごみ	77	75	73	72	70	
	粗大ごみ	77	75	73	72	70	
	資源ごみ	287	278	274	266	263	
事業系ごみ		125	122	119	117	114	
	燃やせるごみ	93	90	88	86	84	
	燃やせないごみ	6	6	6	6	6	
	粗大ごみ	6	6	6	6	6	
	資源ごみ	20	20	19	19	18	
ごみ排出量		1,350	1,318	1,290	1,262	1,237	
集団回収量		-	-	-	-		
ごみ総排出量		1,350	1,318	1,290	1,262	1,237	

図 5-1 ごみ排出から処理までのながれ



4 減量化推進後のごみ排出量推計

将来のごみ排出量について、現状推移によるごみ排出量推計に対して、ごみの発生・排出抑制によるごみの減量を考慮した場合の「減量化推進後のごみ排出量」を推計します。

表 5-3 減量化推進後のごみ排出量推計

(単位：t/年)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭系ごみ	1,561	1,490	1,460	1,431	1,404	1,371
燃やせるごみ	1,084	952	931	912	891	869
燃やせないごみ	121	94	92	90	89	87
粗大ごみ	121	94	92	90	89	87
資源ごみ	241	350	345	339	335	328
事業系ごみ	170	127	122	118	116	112
燃やせるごみ	118	90	86	86	83	81
燃やせないごみ	13	7	7	5	6	5
粗大ごみ	13	7	7	5	6	5
資源ごみ	26	23	22	22	21	21
ごみ排出量	1731	1,617	1,582	1,549	1,520	1,483
集団回収量	-	-	-	-	-	-
ごみ総排出量	1,731	1,617	1,582	1,549	1,520	1,483
区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
家庭系ごみ	1,342	1,317	1,295	1,266	1,240	1,215
燃やせるごみ	851	834	821	803	785	771
燃やせないごみ	85	84	82	81	79	77
粗大ごみ	85	84	82	81	79	77
資源ごみ	321	315	310	301	297	290
事業系ごみ	109	106	105	102	101	99
燃やせるごみ	79	76	75	73	70	71
燃やせないごみ	5	5	5	5	6	5
粗大ごみ	5	5	5	5	6	5
資源ごみ	20	20	20	19	19	18
ごみ排出量	1,451	1,423	1,400	1,368	1,341	1,314
集団回収量	-	-	-	-	-	-
ごみ総排出量	1,451	1,423	1,400	1,368	1,341	1,314
区分	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
家庭系ごみ	1,194	1,165	1,141	1,116	1,094	
燃やせるごみ	756	740	724	709	694	
燃やせないごみ	76	74	72	71	69	
粗大ごみ	76	74	72	71	69	
資源ごみ	286	277	273	265	262	
事業系ごみ	97	95	92	90	89	
燃やせるごみ	69	67	65	63	63	
燃やせないごみ	5	5	5	5	5	
粗大ごみ	5	5	5	5	5	
資源ごみ	18	18	17	17	16	
ごみ排出量	1,291	1,260	1,233	1,206	1,183	
集団回収量	-	-	-	-	-	
ごみ総排出量	1,291	1,260	1,233	1,206	1,183	

第2節 ごみ処理量の推計

1 破碎選別処理

減量化推進後における標津町及び羅臼町の破碎選別処理量推計結果を以下に示します。

表 5-4 減量化推進後における手選別処理量推計

(単位：t/年)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
搬入量		268	202	198	190	190	184
	燃やせないごみ	134	101	99	95	95	92
	粗大ごみ	134	101	99	95	95	92
搬出量		268	202	198	190	190	184
	破碎選別処理	207	156	153	147	147	142
	手選別後埋立	27	20	20	19	19	18
	手選別後焼却処理	15	11	11	10	10	10
	手選別資源回収	19	15	14	14	14	14
区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
搬入量		180	178	174	172	170	164
	燃やせないごみ	90	89	87	86	85	82
	粗大ごみ	90	89	87	86	85	82
搬出量		180	178	174	172	170	164
	破碎選別処理	139	137	134	133	131	127
	手選別後埋立	18	18	17	17	17	16
	手選別後焼却処理	10	10	10	9	9	9
	手選別資源回収	13	13	13	13	13	12
区分		令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
搬入量		162	158	154	152	148	
	燃やせないごみ	81	79	77	76	74	
	粗大ごみ	81	79	77	76	74	
搬出量		162	158	154	152	148	
	破碎選別処理	125	121	120	118	114	
	手選別後埋立	16	16	15	15	15	
	手選別後焼却処理	9	9	8	8	8	
	手選別資源回収	12	12	11	11	11	

表 5-5 減量化推進後における破碎選別処理量推計

(単位：t/年)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
搬入量	破碎選別処理	207	156	153	147	147	142
搬出量		207	156	153	147	147	142
	破碎可燃物	101	76	75	72	72	70
	破碎残渣	59	44	43	41	41	40
	資源物	47	36	35	34	34	32
区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
搬入量	破碎選別処理	139	137	134	133	131	127
搬出量		139	137	134	133	131	127
	破碎可燃物	68	67	66	65	64	62
	破碎残渣	40	39	38	38	37	36
	資源物	31	31	30	30	30	29
区分		令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
搬入量	破碎選別処理	125	121	120	118	114	
搬出量		125	121	120	118	114	
	破碎可燃物	61	60	58	57	56	
	破碎残渣	36	33	35	34	32	
	資源物	28	28	27	27	26	

2 焼却処理

減量化推進後における構成3町の焼却処理量推計結果を以下に示します。

表 5-6 減量化推進後における焼却処理量推計

(単位：t/年)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
搬入量		1,318	1,129	1,103	1,080	1,056	1,030
	燃やせるごみ	1,202	1,042	1,017	998	974	950
	手選別後焼却処理	15	11	11	10	10	10
	破碎可燃物	101	76	75	72	72	70
搬出量	焼却残渣	95	82	80	78	76	74
区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
搬入量		1,008	987	972	950	928	913
	燃やせるごみ	930	910	896	876	855	842
	手選別後焼却処理	10	10	10	9	9	9
	破碎可燃物	68	67	66	65	64	62
搬出量	焼却残渣	73	71	70	69	67	66
区分		令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
搬入量		895	876	856	837	821	
	燃やせるごみ	825	807	789	772	757	
	手選別後焼却処理	9	9	8	8	8	
	破碎可燃物	61	60	58	57	56	
搬出量	焼却残渣	65	63	62	60	59	

3 堆肥化处理

標津町では、堆肥化处理は行っていない。

4 資源化处理

減量化推進後における構成3町の資源化处理量推計結果を以下に示します。

表 5-7 減量化推進後における資源化处理量推計

(単位：t/年)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
搬入量	資源ごみ	262	373	367	361	356	349
搬出量		262	373	367	361	356	349
	びん類	25	49	48	47	47	46
	カン類	22	25	25	24	24	24
	ペットボトル (白色トレイ含む)	14	19	18	18	18	17
	プラスチック製 容器包装	19	28	27	27	27	26
	紙製容器包装	9	13	13	13	12	12
	新聞紙	70	56	56	55	54	53
	雑誌類	67	72	71	70	69	67
	ダンボール	35	46	45	44	44	43
	紙パック	1	1	1	1	1	1
	その他	0	0	0	0	0	0
区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
搬入量	資源ごみ	341	335	330	320	316	308
搬出量		341	335	330	320	316	308
	びん類	45	44	43	42	42	41
	カン類	23	23	22	22	21	21
	ペットボトル (白色トレイ含む)	17	17	17	16	16	15
	プラスチック製 容器包装	26	25	25	24	24	23
	紙製容器包装	12	12	12	11	11	11
	新聞紙	52	51	50	49	48	47
	雑誌類	65	64	63	61	60	59
	ダンボール	42	41	40	39	39	38
	紙パック	1	1	1	1	1	1
	その他	0	0	0	0	0	0
区分		令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
搬入量	資源ごみ	304	295	290	282	278	
搬出量		304	295	290	282	278	
	びん類	40	39	38	37	37	
	カン類	21	20	20	19	19	
	ペットボトル (白色トレイ含む)	15	15	15	14	14	
	プラスチック製 容器包装	23	22	22	21	21	
	紙製容器包装	11	10	10	10	10	
	新聞紙	46	45	44	43	42	
	雑誌類	58	56	55	54	53	
	ダンボール	37	36	36	35	34	
	紙パック	1	1	1	1	1	
	その他	0	0	0	0	0	

5 最終処分

減量化推進後における標津町及び羅臼町の最終処分量推計結果を以下に示します。

表 5-8 減量化推進後における最終処分量推計

(単位：t/年)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終処分量	181	146	143	138	136	132
手選別後埋立	27	20	20	19	19	18
破碎残渣	59	44	43	41	41	40
焼却残渣	95	82	80	78	76	74
区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
最終処分量	131	128	125	124	121	118
手選別後埋立	18	18	17	17	17	16
破碎残渣	40	39	38	38	37	36
焼却残渣	73	71	70	69	67	66
区分	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
最終処分量	117	112	112	109	106	
手選別後埋立	16	16	15	15	15	
破碎残渣	36	33	35	34	32	
焼却残渣	65	63	62	60	59	

第3節 減量化推進後のごみ処理システム評価

ごみの減量化推進後のごみ総排出量原単位、リサイクル率、最終処分率について令和元年度実績と減量化推進後の推計値を比較した。

目標年度までに、ごみの減量化推進による目標を達成することにより、ごみの総排出量は1,183tになり、減量化推進をしなかった場合と比べて54t減少する。また、ごみ総排出量原単位については、標津町は2.7%削減する。

リサイクル率については、標津町は7.6ポイント増加する。

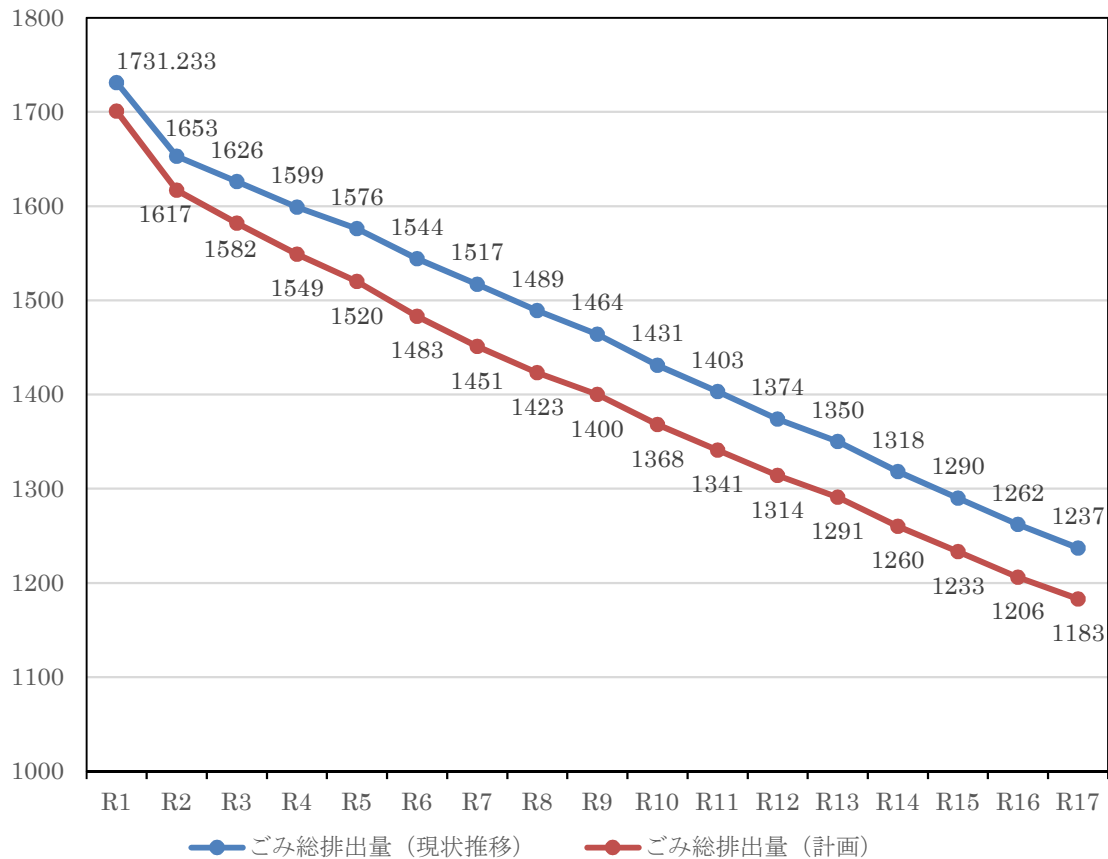
最終処分率については、標津町は1.3ポイント減少する。

表 5-9 ごみ処理システム評価における実績と減量化推進後の推計値の比較

区分		単位	令和元年度 (最新実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
ごみ総排出量 原単位	標津町	g/人・日	917	892	892	892
			-	-2.7%	-2.7%	-2.7%
リサイクル率	標津町	%	18.9%	26.5%	26.6%	26.6%
			-	7.6	7.6	7.6
最終処分率	標津町	%	9.1%	7.8%	7.8%	7.7%
			-	-1.3	-1.3	-1.3

※ごみ総排出量原単位の下段のパーセンテージは平成30年度実績に対する変動率を示し、リサイクル率および最終処分率の下段の数値は令和元年度実績に対する変動を示している。

図 5-2 現状で推移した場合のごみ総排出量と減量化推進後の計画ごみ総排出量 (t)



第4節 将来のごみ処理フロー

標津町では、計画目標年度(令和17年度)におけるごみ処理について、3町で構成される組合の内、標津町と羅臼町が共同利用する一般廃棄物最終処分場(前処理破碎施設含む)を整備する計画だが、概ね現状のごみ処理体制を継続するものとする。

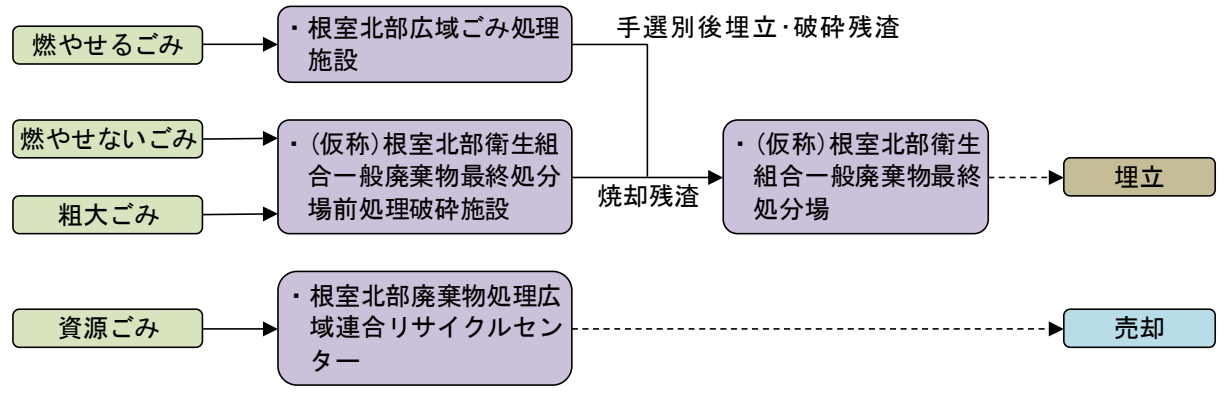


図 5-3 将来のごみ処理フロー(令和17年度)

第6章 ごみ処理計画

基本方針及び減量化推進の目標を踏まえ、計画期間におけるごみの発生・排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、その他の計画を定める。

第1節 排出抑制・再資源化計画

ごみの排出抑制・再資源化は、循環型社会形成において、優先的に行うべき行動であり、住民、事業者並びに標津町がそれぞれ適切な役割を分担し、協働して積極的な取り組みを進めることが重要である。

1 住民の役割

- ① 購入しても使用しない無駄な物の購入を抑えるよう努める。
- ② 再生品や再利用できる容器を使った商品(リターナブルびんなど)の利用に努める。
- ③ 使い捨て商品の購入を抑えるよう努める。
- ④ マイバッグの持参や過剰包装の辞退により、レジ袋などのごみを削減する。
- ⑤ フリーマーケットや不用品交換の場への参加に努める。
- ⑥ 食材を使い切る、食べ残しを発生させない等により、食品ロスを削減する。

2 事業者の役割

- ① 過剰包装を抑制し、簡易包装の促進に努める。
- ② 繰り返し使用できる製品や、長寿命製品、詰め替え製品(リターナブルびんなど)、廃棄する割合の少ない商品の製造・販売に努める。
- ③ 製品が廃棄される時点で、リサイクルしやすい製品の開発・販売に努める。
- ④ 店頭回収等の自主回収を行う。
- ⑤ 食品を必要以上に作りすぎないように努め、食品ロスを削減する。

3 町の役割

- ① ホームページやパンフレットを活用した住民や事業者に向けたごみの減量化に資する情報(ごみ分別方法含む)の普及啓発及び必要に応じた指導の実施に努める。
- ② 住民・事業者・町の役割分担を明確にし、ごみの減量化・再生利用に関する計画的な施策の推進に努める。
- ③ 庁用品、公共事業における再生品の使用に努める。
- ④ ごみ問題の学習と啓発を推進するため、施設見学や出前講座等の環境学習の支援に努める。
- ⑤ 資源ごみの効率的な回収のために、分別・分類方法の見直し、排出しやすい環境作りの検討などを積極的に行う。
- ⑥ 住民負担の適正化に努める。

4 ごみの排出目標

ごみ処理の基本方針に基づき、中間目標年次(令和7年度、令和12年度)、計画目標年次(令和17年度)におけるごみ総排出量は、以下の通りである。

表 6-1 ごみの排出目標

区分	単位	令和元年度 (最新実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
行政区域内人口	人	5,068	4,456	4,035	3,623
ごみ総排出量	t/年	1,731	1,451	1,314	1,183
ごみ総排出量原単位	g/人・日	933	892	892	892

第2節 収集・運搬計画

令和2年度から働き方改革の一環として、週6日の収集を実施していたものを、週5日に変更し、収集ルートの変更も併せて行った。当面は、現在の収集運搬体制を維持する計画とするが、将来的にごみ処理方式の変更が生じた場合は、その処理体制に適した収集運搬体制を構築するものとする。

分別収集区分についても現行体制を維持するものとし、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」の大きく4区分に分類し、さらに排出時には「資源ごみ」を11区分に分けることとする。

収集方式として、当町では「ステーション収集方式」を採用している。今後、収集の効率化を図るために、ステーション収集方式の一層の定着と集約を行い、収集の効率化を図る必要がある。また、収集ルートについても、効率的な収集の維持・向上のために適宜見直しを行う必要がある。

この収集の効率化については、当町の人口が減少傾向にあるにもかかわらず、世帯数は横ばいとなっている点が課題となる。一世帯当たりのごみ量は減少するが、現状のステーション収集方式では、ステーション数が変わらない。少子高齢化が進むと仮定すると、ステーション数が増加する可能性も考えられる。

排出方法として、粗大ごみと危険ごみ以外は全て町指定ごみ袋を使用している。資源ごみ袋については、ごみ処理費用を徴収せずに袋の実費負担金のみを徴収している。

資源ごみは、リサイクルしており、特に金属ごみや段ボールなどは有価物であることから、町民負担の軽減を進める必要がある。このことから、資源ごみについて、町指定ごみ袋を廃止して市販の透明袋等で排出できる方式も検討すべきである。

直接搬入は、事前に「直接搬入券」を役場又は川北生涯学習センターで購入し、町民が処分場に直接ごみを持ち込む方式である。

民間の処理施設での廃棄物受入価格は1キロ当たり50円である。1トンであれば50,000円となる。これを当町では概ね1トン当たり2,000円前後で受入れている。これについても、適正な負担額徴収を検討すべきである。

表 6-2 ごみの分別収集区分

分別区分		ごみの種類	排出方法	収集頻度
燃やせるごみ		生ごみ類、紙類、皮類、布類、プラスチック類、ゴム類、その他	指定ごみ袋	週2回
燃やせないごみ		陶器・ガラス類、小型家電製品類、金属・刃物類	指定ごみ袋	週2回
粗大ごみ		家具類などの大型ごみ	業者に申し込み、証紙を貼り付け	月1～3回
資源ごみ	かん	ジュース・酒類の缶、缶詰の缶など	指定ごみ袋	月2～3回
	びん	ジュース、お酒類、ジャム、調味料等のびん	指定ごみ袋	月2～3回
	ペットボトル・発泡・白色トレイ	ジュースやしょう油のペットボトル、発泡スチロール、白色トレイ	指定ごみ袋	月2～3回
	プラスチック製の容器包装	(ブラマークのあるもの)カップ類、袋類、その他容器類、ボトル・チューブ類	指定ごみ袋	月2～3回
	紙類の容器包装	(紙マークのあるもの)タバコの箱、紙袋、お菓子・カレーの紙箱	指定ごみ袋	月2～3回
	段ボール、紙パック、コピー用紙、新聞、雑誌	段ボール、紙パック、コピー用紙、新聞、雑誌	種類ごとに分けてひもで十字に縛る	月2～3回
	危険ごみ	電池、蛍光灯、体温計	透明な袋	週2回

表6-3 町指定ごみ袋とその価格

排出区分	ゴミ種	色	サイズ	証紙代 (円)	袋実費 (円)	販売価格 (円)
一般家庭用	可燃物	ピンク	大	70	20	90
			小	35	10	45
			極小	22	8	30
	不燃物	緑	大	70	20	90
			小	35	10	45
			極小	22	8	30
事業所用	可燃物	白	大	150	20	170
	不燃物	青	大	150	20	170
共通	ペット・トレイ 発泡	赤	大	0	20	20
			小	0	10	10
	空缶	黄	大	0	20	20
			小	0	10	10
	びん	茶	大	0	20	20
			小	0	10	10
	プラ	オレンジ	大	0	20	20
			小	0	10	10
	紙	灰	大	0	20	20
			小	0	10	10
	粗大ゴミ	—	—	220	0	220

※ごみ処理費用負担額を証紙代として徴収している

表6-4 直接搬入券

取扱区分	金額
0.5 トン未満	1,100 円
0.5 トン以上 1 トン未満	2,200 円
1 トン以上 2 トン未満	4,400 円
2 トン以上 4 トン未満	6,600 円
4 トン以上 6 トン未満	8,800 円
6 トン以上	11,000 円

第3節 中間処理計画

当面は、現在の処理体制を維持する計画とするが、令和6年度までに組合の一般廃棄物最終処分場前処理破碎施設を整備する計画とする。

1 破碎選別処理

標津町では、羅臼町との2町で、当面は現行の根室北部衛生組合一般廃棄物最終処分場前処理破碎施設にて燃やせないごみ及び粗大ごみを手選別後、破碎選別処理を行うが、令和7年度からは新しく整備する組合の一般廃棄物最終処分場前処理破碎施設にて同様に燃やせないごみ及び粗大ごみを処理する計画とする。

表 6-5 手選別処理量の見込み

(単位：t/年)

区分		令和元年度 (最新実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
搬入量		268	180	164	148
	燃やせないごみ	134	90	82	74
	粗大ごみ	134	90	82	74
搬出量		268	180	164	148
	破碎選別処理	207	139	127	114
	手選別後埋立処分	27	18	16	15
	手選別後焼却処理	15	10	9	8
	手選別資源回収	19	13	12	11

表 6-6 破碎選別処理量の見込み

(単位：t/年)

区分		令和元年度 (最新実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
搬入量	破碎選別処理	207	139	127	114
搬出量		207	139	127	114
	破碎可燃物	101	68	62	56
	破碎残渣	59	40	36	32
	資源物	47	31	29	26

2 焼却処理

現行通り、標津町は構成3町で燃やせるごみなどを根室北部広域ごみ処理施設にて焼却処理する計画とする。

表 6-7 焼却処理量の見込み

(単位：t/年)

区分		令和元年度 (最新実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
搬入量		1,318	1,008	913	821
	燃やせるごみ	1,202	930	842	757
	手選別後焼却処理	15	10	9	8
	破碎可燃物	101	68	62	56
搬出量	焼却残渣	95	73	66	59

3 堆肥化処理

堆肥化処理の計画はないが、再資源化を積極的に目指すために今後検討すべき処理方法である。

4 資源化处理

引続き、標津町は構成3町で資源ごみを根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンターにて資源化处理する計画とする。

表 6-8 資源化处理量の見込み

(単位：t/年)

区分		令和元年度 (最新実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
搬入量	資源ごみ	262	341	308	278
搬出量		262	341	308	278
	びん類	25	45	41	37
	カン類	22	23	21	19
	ペットボトル(白 色トレイ含む)	14	17	15	14
	プラスチック製 容器包装	19	26	23	21
	紙製容器包装	9	12	11	10
	新聞紙	70	52	47	42
	雑誌類	67	65	59	53
	ダンボール	35	42	38	34
	紙パック	1	1	1	1
	その他	0	58	52	47

第4節 最終処分計画

標津町は羅臼町との2町で、当面、現行の根室北部衛生組合一般廃棄物最終処分場にて各中間処理後の残渣などを最終処分するが、令和7年度からは新しく整備する組合の一般廃棄物最終処分場にて同様に各中間処理後の残渣などをする計画とする。

表 6-9 最終処分量の見込み

(単位：t/年)

区分		令和元年度 (最新実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
最終処分量		181	131	118	106
	手選別後埋立	27	18	16	15
	破碎残渣	59	40	36	32
	焼却残渣	95	73	66	59

第5節 関連施策

1 不法投棄対策の推進

ごみの不法投棄は、町の景観を著しく損ない、有害物質が流出する可能性がある等影響が大きい。

そのため、標津町では平成20年2月1日に根室管内1市4町の市長・町長により「ねむろ自然の番人宣言」が調印されている。この宣言は地域住民が自ら、自然の番人として立ち上がり、1市4町の宣言者が連携して環境を守る意識の啓発や清掃活動の推進、通報体制の統一化などを行うことにより、根室支庁管内の貴重かつ雄大な自然をゴミのポイ捨てや廃棄物の不法投棄から守ることを目的としている。

また、地域住民や事業者、土地利用者等と情報交換を行いながら、連携して監視を行い、不法投棄の防止を図っている。

さらに、中標津警察署と連携し、悪質な不法投棄に対しては厳しく対処することとしている。

ねむろ自然の番人宣言「全文」

根室管内は世界自然遺産である知床、ラムサール条約登録湿地である風連湖・春国岱、野付半島・野付湾、北海道遺産である根釧台地の格子状防風林をはじめとする貴重且つ雄大な自然環境を背景に生活と生産が営まれる地域です。また、我が国固有の領土である北方領土を間近に望む地域で、管内のみならず、全国民の財産として位置づけられ、多くの方が訪れる地でもあります。

今の自然環境は、この地に住む人々が代々大切に守り育ててきたものであり、私たちには次世代に伝えなければならない責務があることから、最大限の努力を行って参りました。

しかしながら、近年、多くの方々の努力を踏みにじる廃棄物の不法投棄、ポイ捨てなどの行為が後を絶たず、明るい未来に影を落としている。

ここに、根室管内に住む私たちは、自然の番人として立ち上がり、廃棄物の不法投棄やポイ捨てを許さず、豊かな自然環境を後世に引き継ぐことを目的に以下のとおり宣言をするものです。

1. 私たち自然の番人は、この自然環境が根室管内のそして、全国民の財産であることを深く認識し、自らを律し、不法投棄、ポイ捨ては絶対に行いません。
2. 私たち自然の番人は、不法投棄やポイ捨てを許さず、発見した場合は勇気を持って対処します。
3. 私たち自然の番人は、美しい自然を未来に引き継ぐため環境教育の充実に取り組みます。
4. 私たち自然の番人は、全ての人が自然の番人となるべく、広くこれらの思想普及を目指します。

平成 20 年 2 月 1 日

2 災害廃棄物への対応

地震等の災害時に発生する廃棄物の処理については、国の「災害廃棄物対策指針(平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)」では、震災や水害が発生した場合に備えて、あらかじめ近隣自治体との相互協力体制を整備することや処理処分計画を策定することが規定されているため、今後、構成3町及び周辺自治体と協議を進めていく。

3 適正処理困難物の対応

標津町、構成3町、組合及び連合のごみ処理施設で収集・処理できないごみは、現在と同じ品目とし、販売店等へ処理を依頼するなど、適正処理するよう指導に努める。

特に家電リサイクル法の対象外である業務用冷凍ストッカーの処理については、フロンガス処理も含めて処理費用が高額となることから、今後は販売店と連携して購入者への事前説明を行う事や、処理の有料化等を検討していく必要がある。